

第二編 労働争議

概説

恐慌の齎した経済的壓迫は、労働運動のあらゆる方面に影響し、内面的にも外面的にも注意すべき變化を及ぼしつゝあるが、殊にそが端的に表現せられつゝあるは労働争議に於てとあらう。他に信據すべき資料なきを以て、之を内務省の同盟罷業調査に就て見るに、大正八年度の罷業件數四百九十七、人員六萬三千に比し 大正九年度は三百八十二件、三萬六千人に下り(第一表)件數に於て二百十五、即四三%の減少にして。人員亦半ばに減じて居る。

第一表 同盟罷業調

年次	件數	人員	一件平均人員
大正三年	五〇	七、九〇四	一五八
大正四年	六四	七、八五二	一二三
大正五年	一〇八	八、四一三	七八
大正六年	三九八	五七、三〇九	一四四
大正七年	四一七	六六、四五七	一五九
大正八年	四九七	六三、一三七	一二七
大正九年	二八二	三六、三七一	一二九

第二表 同盟罷業業別調

業別	大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年		大正八年		大正九年	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
坑夫	九	四〇	五	二六	二	七	五	一〇	六	三	三	一〇	九	二
紡績製絲職工	三	九一	七	五三	六	九四	三	四〇	三	七	四	七	三	八〇
染織職工	一〇	二四〇	二	七六	八	四一	三	四七	二	二	二	二	一	二
機械金屬品製造職工	三	七二	一	三〇	二〇	九三	五	二一	五〇	四	五	八	七	三
造船職工	二	六一	二	四八	二	六〇	二	八	九	六	四	七	六	四
窯業職工	三	二〇	三	二五	三	二一	三	三	三	一	二	一	二	三
化学工業職工	二	二六	九	八六	三	二二	三	二	三	四	八	三	二	四
大工木工及木挽	五	三六	六	八三	八	二九	二	二	二	一	二	二	二	二
諸人夫及仲仕	一	二〇	一	八三	三	七〇	四	二	三	三	四	二	二	二
鹽田稼人夫	一	元	二	二五	一	三五	四	八〇	一	三	一	一	一	一
船員及船夫	一	三	一	一	三	九	一〇	七	一	一	一	一	一	一
其他	一〇	一、五九	一四	五九	一六	一、〇九	二七	四、四三	三六	四、五九	一五	二、九一	五	八、五三
合計	五〇	七、九〇四	六四	七、八五二	一〇八	八、四一三	三九八	五七、三〇九	四一七	六六、四五七	四九七	六三、一三七	二八二	三六、三七一

大正九年の前期殊に経済的變動の將に 沈滞の狀を呈した。

起らんとする前後に於ては、罷業頻發の趣 斯く罷業數の減少を見たが、個々の罷業があつたが、経済的壓迫の漸く労働界を抑 そのものは寧ろ深刻化し、強固なる決意に 壓し來るや、活氣亦鎖磨し、後半期に到り 依て敢行せられつゝあつた。ては、數度の決戰的争議を除きては、殆ど

第三表甲 同盟罷業繼續日數別調

繼續日數	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
一日	二	三	三	三	三	三	三
二日	二	三	三	三	三	三	三
三日	二	三	三	三	三	三	三
四日	二	三	三	三	三	三	三
五日	二	三	三	三	三	三	三
六日	二	三	三	三	三	三	三
七日	二	三	三	三	三	三	三
八日	二	三	三	三	三	三	三
九日	二	三	三	三	三	三	三
十日	二	三	三	三	三	三	三
十一日	二	三	三	三	三	三	三
十二日	二	三	三	三	三	三	三
十三日	二	三	三	三	三	三	三
十四日	二	三	三	三	三	三	三
十五日	二	三	三	三	三	三	三
十六日	二	三	三	三	三	三	三
十七日	二	三	三	三	三	三	三
十八日	二	三	三	三	三	三	三
十九日	二	三	三	三	三	三	三
二十日	二	三	三	三	三	三	三
二十一日	二	三	三	三	三	三	三
二十二日	二	三	三	三	三	三	三
二十三日	二	三	三	三	三	三	三
二十四日	二	三	三	三	三	三	三
二十五日	二	三	三	三	三	三	三
二十六日	二	三	三	三	三	三	三
二十七日	二	三	三	三	三	三	三
二十八日	二	三	三	三	三	三	三
二十九年	二	三	三	三	三	三	三
三十日	二	三	三	三	三	三	三

三	日	七、〇一九	九	七、〇一五	一、二〇四	五、二〇九	八、八七七	七、五二〇	(四)	五、四、三三
四	日	三、二二〇	四	一、二八一	一、二七三	三、一四六	六、一七七	一、三二〇	三	一、〇三
五	日	五、九三三	四	九、七〇	九、六一	一、三三三	七、六四五	一、六一	一、四三	
六	日	一、三、七三	一〇	一、九六	一、〇	三、三三	五、三三	七、〇一	三、(五)	
七	日	一、一八一	五	三、三三	五	六、九	一、三三	九、三、六七	三、八、三三	
八	日	五、七、九四	六	七、八五	一、〇八	四、三	五、八、七〇	四、七、六	一、七	二、三、七
九	日	一、一八一	五	三、三三	五	六、九	一、三三	九、三、六七	三、八、三三	
十	日	一、一八一	五	三、三三	五	六、九	一、三三	九、三、六七	三、八、三三	
十一	日	一、一八一	五	三、三三	五	六、九	一、三三	九、三、六七	三、八、三三	
合計		五、七、九四	六	七、八五	一、〇八	四、三	五、八、七〇	四、七、六	一、七	二、三、七

第三表乙 大正八、九年罷業繼續日數比較

實に五九%數を示して居る。
罷業の原因に就ては賃銀減額反對の全

第四表甲 同盟罷業原因別調

繼續日數	實數	百分比	大正八年		大正九年	
			件數	人員	件數	人員
五日以内	四三	四七	四、七六九	一、六〇八	一、五、〇八四	四二
六日以上	三三	三五	六、三六八	二、三三〇	二、三三七	五九
合計	四七	四〇	一〇、一三七	三、九三八	三、九二一	一〇一

即ち大正八年度の罷業件數百分中、繼續六日以上に亘りたるものは僅に一三%にして、他の八七%は即日乃至五日以内に終息したるに比し、大正九年度に於ては六日以上繼續したるもの三〇%に上つて居る。更に之を罷業人員に就て見るに、大正八年度に於て六日以上に罷業人員が漸く全數の二五%なるに對し、大正九年度には

第四表乙 同盟罷業原因百分比

原	因	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
賃銀増額要求	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
賃銀減額反對	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
待遇改善要求	四	四	四	四	四	四	四	四
監督者ニ對スル反抗	六	六	六	六	六	六	六	六
其他	八	八	八	八	八	八	八	八
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

數に對する百分比が、大正三年二二%、大正四年一三%、大正五年四%、大正六年四%、大正七年四%、大正八年三%と減少し來りたるに、大正九年には再び二三%に一躍したるに注目すべきである。經濟界の變動を物語るものであらう。(第四表乙)

更に要求貫徹及び互譲妥協を以て成功 功なりと做して、結果歩合を左表に就て檢なりと做し、要求撤回及び拒絶を以て不成 するに

第五表甲 同盟罷業結果別調

結果	大正一年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
妥協	三、四、八五	二、一、四五	三、五、五五	二、六、八四〇	二、〇、四、四一	三、一、三、四五〇	一、四、三、一七、九三
要求貫徹	八、一、五二	一、七、二、八七	一、七、一、七六	一、七、一、〇、二〇	六、〇、八、八二	五、八、二、三	三、九、三、五四
要求撤回	一、五、一、三三	二、〇、二、七四	九、二、三、五四	九、一、五、七三	八、〇、一、〇、二五九	八、〇、七、四〇三	四、四、三、六八
要求拒絶	五、一、八七	六、三、五四	六、九、六	五、二、五、五四	六、二、九、九	九、三、一、〇、五、五六	七、一、〇、四、六
合計	五、七、九、〇四	六、七、八、五二	二〇、八、四、三	三、九、八、七、三九	四、七、六、四、七	四、七、六、三、一三	二、八、二、六、七、一

第五表乙 同盟罷業結果百分比

結果	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
妥協	四、六	三、三	三、六	四、四	四、九	五、三	五、〇
要求貫徹	二、二	三、七	二、六	三、二	三、三	三、三	三、〇
要求撤回	三、〇	三、三	三、八	三、三	三、〇	三、三	三、三
要求拒絶	一、〇	一、九	一、三	一、四	一、六	一、七	一、三

即ち大正八年に於て成功せるもの六六 漸く激しからんとする環境に於て、斯く争(件數)なるに對し、大正九年には僅かに 議の結果の労働者に悪しからざるは、労働下りて六三%を示して居る。經濟的厭迫の 者團結の宣傳漸次效を奏し、労働組合界の

(甲) 争議概観

組織提携強固となりしと、且つ労働階級の 經濟的地位の意識が、不屈なる決定的意志 を以て争議を敢行せしめた爲めであらう。 これ等の趨勢が如何に展開するやは、猶 今後の問題なりとするも、前年の争議に 比し驚くべく深刻化し來りしは等閑すべ からざる事實である。

編者は以下(甲)編に於て争議の曆日に よる概観をなし、(乙)編に於て注目すべき 重要な争議に就ての記録を試みた。但し 後者に選擇した争議が、必ずしも大正九 年の労働争議を代表せるすべてである とは做さぬ、資料の関係より制限をうけ注目 すべき二三の争議を脱漏せぬではなかつ た。記述は労働組合の報告を第一資料と し二三信據すべき評論家の所説を參酌し、 且つ裁判記録に就て之を檢する事にも努 めたが、必ずしも誤謬なきを保せぬ。

發生月日	關	係	者	要	求	結果	解決月日	罷業又 ハ怠業
------	---	---	---	---	---	----	------	------------

労働争議

一月二日	德島縣撫養町、製鹽業者	鹽田労働者組合	一七〇	勞銀二圓三十四錢要求(四割五分値上) 回答一圓八十錢(十九錢引上) 不調、六日罷業	不明	不明	罷業繼續 日數不明
一月四日	神奈川縣平塚町、相模紡績會社	女工	八〇〇	會社職員間の内訌、辭職職員に對する同情	監督の強請により就業	一月六日	罷業二日
一月五日	東京府岩淵町、日本製紙會社	職工	二五〇	時間短縮、賃銀五割増要求十五日要求拒絶、罷工開始	手當を本給に加算一割増給五割解決	一月十八日	罷工四日
一月五日	京都府伏見町、堀野醸酒場	蔵男	不明	賃銀値上要求——場主酒造組合規定に籍口し拒絶	轉職	一月七日	怠業二日
一月五日	東京府、神戸棧橋王子工場	職工	七〇	賃銀値上内約不履行及年末賞與に對する不平	辭職	即日	—
一月六日	福島縣、小田炭礦	坑夫	一〇〇	貨車不廻の結果貯炭堆積生産過剩の爲賃銀値下、勤勉手當廢止に對する不平	鎮撫就業	一月七日	罷業一日
一月六日	臺灣電力會社北山坑工事第三工區	臺灣人苦力	不明	賃銀支拂の遅延	警務幹旋にて解決	即日	罷業一日
一月六日	若松港石炭請負業者	石炭仲仕小頭組	不明	賃銀五割五分值上要求	一割五分四厘増額にて妥協	一月中旬	—
一月七日	福島縣杵島石炭請負業者	仲仕	不明	賃銀五割値上	一割七分増額にて妥協	一月中旬	—
一月七日	愛媛縣砥部村、陶業者	陶器職工	三三〇	賃銀値上要求	賞與金支給を條件にて解決	一月十日	罷業三日

一月八日	東京市外大崎、日本精工株式会社	機械工	三〇〇	請負歩合二割五分増、勤続手当増額、軍務召集中の家族扶助外十ヶ條要求。十一日全部拒絶、工場閉鎖、主働者減首。罷工。	日本機械技師組合による要求の一致部承認の職、首者復職、閉鎖中の支拂を條件として就業	一月十九日	罷業八日
一月八日	東京市、富士瓦斯紡績押上工場	女工	二二〇	友愛會紡織労働組合承認、職工掛長の排斥	職工掛の交送は機を見て行ふ事、組合承認	一月十五日	
一月八日	門司港 石炭積込請負業者	沖陸石炭仲仕	約一、〇〇〇	(一)賃銀五割増、(二)夜業禁止其他	賃銀二割増其他	二月六日	罷業四日
一月九日	東京市外大崎、園池製作所	機械工(東京鐵工組合)	二六〇	(一)八時間制、(二)賃銀一割増、(三)解雇及退職手当増額、(四)長階級公選	要求以上貫徹	一月廿六日	罷業十八日
一月十日	東京市外五反田、日本精工會社	機械工	一七〇	賃銀値上約束履行、其他十件要求	大體承認	一月十九日	罷業九日
一月十二日	福岡縣、中津原炭坑及宮尾炭坑(機械職場)	機械工	七〇	不當解雇反對、職長排斥	賃銀増給職長引責辭職	一月十九日	罷業八日
一月十五日	東京市、小石川砲兵工廠(研磨工場)	女工	一二〇	時間短縮の結果收入減額に對する不平。交渉不得要領に折柄流感休業者に倣ひ續々休業	慰撫就業	一月廿一日	
一月十六日	姫路市内商店	商店使用人	一、〇〇〇	人格を認め名前を呼捨てにせざる事、公休日制定、勞務時間制限	不明	不明	

一月十六日	東京府北千住、東京毛織物會社	男 女 工	五〇	賃銀三割値上、手當本給繰入要求。十七日拒絶。罷業。	不 明	不 明	罷業繼續 日數不明
一月十六日	大阪府岸和田町當局	小學校教員	不 明	増俸要求	不明近く増俸すべきを約し解決	不 明	—
一月十七日	東京市、東京牛乳株式會社	牛乳配達人	六〇	歩合四割増給、手當二割増電車賃支給其他數件要求。十八日拒絶、怠業。	三十六名は轉職	一月廿五日	怠業八日
一月十七日	横濱市、相田鐵工場	鐵 工	三六	八時間制實施、賃銀二割増工場法扶助規定勵行要求	十八名辭職、他は鎮撫妥協	一月廿日	—
一月十八日	香川縣四國水力電氣會社高松電鐵部	運轉手及車掌	一一	賃銀二割値上約束不履行	不 明	不 明	怠 業
一月十八日	神奈川縣、淺野製鐵所	機 械 鐵 工	四〇〇	構内賣店(市價より三割高價にして品質粗悪なる理由を以て)撤廢食堂新設要求	妥 協	不 明	怠 業
一月廿日	福岡市、九州印刷株式會社共文社、其他印刷業者	印刷工(福博印刷技工組合)	一二〇	賃銀二割五分値上	一割五分値上にて解決	一月廿七日	罷業二日
一月廿日	濱松市、日本樂器株式會社	ハイモニカ部職工	八〇	賃銀三割値上	適當時期値上の約束にて妥協	一月廿四日	罷業四日
一月中旬	横濱市、オーストン會社	船 夫	二〇〇	給料増額要求	水上署の調停にて三割増給	一月廿三日	怠 業
一月廿一日	大阪市、友禪染同業組合	染織工(友禪職工組合)	不 詳	三割増給、組合承認要求	三割増給承認但組合不承認	一月廿三日	罷業二日

勞 働 争 議

二月四日	二月四日	二月一日	二月一日	一月廿八日	一月廿七日	一月廿七日	一月廿六日	一月廿六日	一月廿一日
静岡縣一市三郡の製紙會社	福岡縣、八幡製鐵所	函館區、堤、大野外廿一造船所	熱海線隧道工事請負業者	京都市、製箔業者	東京市外、龜戶千代田工業株式會社	東京市外池袋、眞砂自轉車工場	長崎港石炭請負業(三井、三菱所屬)	神戸市、神戸棧橋會社	神戸市、三菱倉庫神戸支店
製紙職工	職工職夫人夫(日本勞友會、友愛會)	船大工	土工夫及電工夫	製箔業	男女職工	機械工	仲仕	曳船船夫	仲仕
二八〇	(職工) 一三、〇〇〇 (其他) 五、〇〇〇	三〇〇	二四〇	不詳	二〇〇	一〇〇	三、〇〇〇	二七〇	一、〇〇〇
賃銀二割増額	十時間制實施、臨時手當を本給に直す事、賃銀三割増住宅料支給。第一次罷業五日、三月二日。	十時間制を九時間制、日給二割七角を三割に改正要求。十九日罷業	公休日制定	雇主の休業に因る失業防止	賃銀値上要求、不當減首(交渉委員)反對	請負單價正割増其他七件要求、交渉中工場閉鎖	賃銀五割増給	賃銀五割値上要求	手當十割を本給に直し更に五割の手當支給要求
一割増給	要求抛棄二五〇名解雇	十時間制に給三割に互譲	要求貫徹	金澤方面に轉職の便宜を計ることにて慰撫	不明	互譲妥協	組頭に一任就業	適當時期値上を約し慰撫	不日何程かの増給を約し鎮撫
不詳	二月四日	二月廿二日	不詳	要求	不明	一月卅日	一月廿九日	一月廿九日	一月廿二日
罷業	罷業第一、第二次九日	罷業四日	—	—	罷業	—	罷業二日	罷業三日	罷業一日

二月七日	大阪市中之島市役所建築所	石工	一〇〇	賃銀二割六分値上	一割五分増給	二月十三日	罷業六日
二月七日	大阪市、安治川石炭運搬業	仲仕	一、〇〇〇	賃銀二割値上	一割三分増給	二月十三日	罷業七日
二月九日	大阪市、セルロイド工場	セルロイド職工	三〇〇	賃銀制度改正に對する反對	不明	不明	罷業
二月十日	京都市、扇子問屋	扇子職工	二、〇〇〇	製品百個四十五錢の請負賃率を一割に値上。十五日より罷業	不明	不明	罷業
二月十二日	大阪市、衝器製作所	計量器製作職工	同情怠業 五〇 三〇〇	賃銀八割値上	二割五分値上にて妥協	二月十五日	罷業四日
二月十三日	東京市、新愛知新聞社東京支局	社員	不明	社員待遇及交迭問題	不明	不明	罷業
二月十三日	大阪市、日本絹糸紡績株式會社	精練工	四〇	賃銀値上、待遇改善	要求撤回就業	二月十五日	罷業二日
二月十五日	福岡縣、日尾炭坑	唧筒方職工	七	職長解僱に同情	慰撫就業	二月十七日	罷業二日
二月十五日	東京市、富士瓦斯紡績小名木川工場	男女職工	一、二〇〇	請負單價二割増	要求貫徹	二月十六日	罷業二日
二月十六日	同 押上工場	同	二、〇〇〇	同情罷工	—	二月十六日	罷業一日
二月十七日	大阪市、大阪鐵工所	機械鐵工	四、五〇〇	(一)解僱豫告、(二)解僱手当及旅費、(三)賃銀増加	無條件復歸	三月三日	罷業二日
二月十七日	大阪市、扇子問屋	扇子職工	不明	京都市内職工の罷業に呼應し、請負賃銀百本に就き卅錢増率要求	不明	不明	罷業

勞働爭議

五九

日本労働年鑑

二月十八日	横濱市、日本郵船會社	諏訪丸伊豫丸熱田丸司厨部員	一三〇	待遇改善、賃銀五割増給、不當解雇反對	不明	不明	罷業
二月十八日	大津市、大湖汽船會社	船員	二〇〇	五割増給	下級船員五割、船長機關士四割増給	二月十九日	罷業一日
二月十九日	新潟縣長岡市、長岡鐵工所	機械鐵工	五二	賃銀五割上要求	二割増給にて解決	二月廿一日	罷業二日
二月十九日	函館區、造船業者	木工	三五〇	九時間制實施、最低賃銀三圓	要求貫徹	二月廿二日	罷業三日
二月廿三日	東京市電氣局	副從業員(日本交通労働組合)	八、〇〇〇	(一)人格尊重、(二)勤務八時間、(三)日給制、(四)手当増額	(一)乗務八時間、(二)時間給制度	二月廿九日	怠業六日
二月廿九日	静岡縣、河津鑛山(久原鑛業會社)	坑夫	四〇〇	賃銀値上、待遇改善	要求大半貫徹	三月一日	罷業三日(暴動)
三月一日	静岡縣、洲崎鑛山	坑夫	一五〇	賃銀値上	不明	不明	罷業
三月一日	大阪市、大阪鐵工所櫻島工場	造船工原圖工(同情罷工)	六〇〇 三〇〇	賃銀値上、不當解雇反對、解雇手当支給	要求抛棄就業	三月四日	罷業(工場閉鎖)二日
三月一日	東京市、鐵道院被服廠	裁縫工	七〇〇	賃銀四割値上	互讓解決	不明	—
三月三日	京都市、日本電池株式會社	塗工	四〇	賃銀一割増額、時間短縮、待遇改善	全部退社	三月五日	罷業三日
三月三日	東京市、共立電氣株式會社	機械工	二七〇	(一月日給一圓を一圓六十錢とし常備制度とした爲賃収入却て減少)請負賃銀制度復舊の要求	百三十名無條件就業、百四十名退社	三月卅一日	怠業一日 罷業廿六日

三月四日	東京市、共立電機株式會社	機械工	二七〇	賃銀支拂制度改正	百餘名無條件復社、六百名退社解散	四月一日	罷業廿九日
三月六日	大阪市、友禪染同業組合	友禪染工	一、三〇〇	賃銀四割値上	要求貫徹	三月十二日	罷業六日
三月七日	鹿兒島市、鹿兒島鐵工所	機械鐵工	一三〇	時間短縮、賃銀値上、現場監督廢止	全部解雇、事業休止	三月八日	罷業一日
三月八日	福島縣、好間炭坑	坑夫	三四〇	災害防止及扶助に關する具體案要求	主動者四名、鎮靜	不詳	罷業
三月十日	東京市、東京通運會社	露浦通船々長以下船員	一三〇	賃銀五割増給	四割増給	三月十二日	—
三月十三日	旅順、日本製鹽會社	製鹽労働者	四九	賃銀値上要求	全部退社	三月十六日	罷業三日
三月十六日	東京市、明電舍	機械工	二八〇	八時間制、毎日曜日公休、賃銀三十錢増給、退職手當一年二付三十日分支給	賃銀五十錢、女工廿錢、主動者七名辭職	四月廿六日	罷業、工場閉鎖、四十二日
三月十六日	大阪市、莫大小同業組合	莫大小沓下仕上工	一〇〇	仕上料五割値上	大體承認、不日實行	三月廿日	—
三月十七日	東京市、芝浦製作所	機械工、芝浦技友會	一、二〇〇乃至三、〇〇〇	(一)組長公選、(二)五十錢増給、(三)手當賞與の條件改正等	要求撤回、覺書交付	三月廿四日	罷業八日

労働争議

三月十七日	大阪市、佐渡島伸銅所	伸銅工	七二	在來の臨時手当四十錢を本給へ繰入、別に手当三十錢支給、労働時間一時間短縮	時間短縮實施適當時期増給にて解決	三月十九日	罷業二日
三月十七日	東京市、ペンキ塗請負業者	ペンキ塗工	三〇〇	最低賃銀三圓要求	要求貫徹	三月廿一日	罷業四日
三月十八日	大阪市、西山鐵工所	鑄物工	不詳	職長以下九名職首に同情	解僱手当支給にて解決	三月廿日	罷業二日
三月十九日	東京市、池貝鐵工所	機械鐵工	二八〇	残業手当割増	互讓	三月廿五日	罷業七日
三月廿一日	東京市、大塚鐵工所	機械工	二〇〇	賃銀五割増給、八時間制實施	賃銀二割増、八時間制承認	四月一日	罷業十一日
三月廿五日	東京府、王子電車株式會社	車掌運轉手(日本交通労働組合)	一一四	賃銀七割増給、八時間制、退職手当増額	賃銀五割増、以降至五割増、其他承認	三月卅一日	罷業六日
三月廿七日	東京府、東洋紡績王子工場	男女紡織工	三、〇〇〇	賃銀五割増、出産手当、八時間制、衛生施設改善五ヶ條要求	不明	不明	怠業
三月廿八日	東京市、電柱時計廣告請負業者	人夫	二〇	三時間制、月給四圓増額	全部解雇	三月廿八日	罷業一日
三月卅日	東京市外大崎、本城鐵工場	機械鐵工	四〇〇	八時間制、賃銀四割増給、退職手当増給	賃銀一割増、乃至五割増、大節及第三日公休	四月七日	罷業八日

四月一日	横濱市、横濱電氣鐵道會社	車掌運轉手	三〇〇	最低賃銀一圓七十錢、期末手当最低五十圓、昇給規定退職手当改正、過失傷害に依る罰金の二分二以上會社負擔の事	最低日給一圓五十錢乃至一圓七十錢、其他九分通承認	四月八日	罷業半日
四月四日	東京市外洗橋、煙草專賣局	女工	一五〇	八時間制、居残り隨意の事 最低月收四十圓	不明	不明	罷業
四月八日	東京市、秋葉原驛廻米問屋	車力人夫	五〇	賃銀四割増給	三割増給にて妥協	四月十三日	罷業二日
四月廿五日	東京市電氣局	同従業員(日本交通労働組合)	三、五〇〇	(一)勤務八時間、(二)最低賃銀、(三)監代乗務員待遇平等	要求不貫徹、首三、百、起訴五十	四月三十日	罷業五日
五月一日	和歌山市、建具同業組合	模緑塗工	一〇〇	工賃三割五分値下に對する不平	警察署幹旋にて互讓解決	六月二日	罷業三十日
五月一日	神奈川縣、小田原郵便局	集配人	三〇	最低月給六十圓要求	不明	不明	怠業
五月三日	東京市、疊製造業組合	疊職工	不詳	最低賃銀三圓卅錢要求	要求拒絶最低二圓卅錢固執	五月廿七日	罷業四日
五月十五日	京都市、提灯製造業者	提灯職工	二〇〇	賃銀三割値下に反對	一割値下に互讓にて解決	五月廿二日	罷業七日
五月廿四日	大阪市、西洋洗濯業同業組合	洗濯職工	一〇〇	平均賃銀五十圓を八十圓に値上要求	六十圓にて妥協	五月廿六日	—
五月廿五日	福岡縣、日本セメント特許瓦製造會社	朝鮮人職工	三〇	待遇及賃銀に對する不平	警官出動首動者八名引致鎮壓	五月廿五日	罷業一日(工場襲撃)

勞働爭議

六月一日	滿洲、滿鐵沙河工 場	職工 (大陸労働聯盟會)	五五〇	元賃大淘汰に對する反對	警官出動 鎮壓	六月七日	怠業
六月十二日	兵庫縣、大日本紡 績明石工場	朝鮮人職工	六〇〇	職工監督一鮮人女工を歐打 したる爲、同監督の解雇差 別的待遇の撤廢を要求	警察署長 の調停に 一任就業	六月十三日	罷業一日
六月十二日	東京市、帝國硝子 會社	硝子工	二〇〇	隔日勤務に反對	不明	不明	罷業
六月十三日	兵庫縣、酒釀業者	酒釀工	六〇〇	工賃値下(酒樽一挺二圓十 錢を一圓六十錢)反對	一圓六十 錢に手當 三十錢に て解決	六月十五日	罷業二日
七月一日	大阪市、大阪製鉄 會社	製鉄工	六〇	賃銀値下(二割)反對	一割五分 値下にて 妥協	不明	不明
七月二日	大阪市、大阪機械 工作所	機械工	一、〇〇〇	賃銀値下に反對、失業緩和 策に對する不信、解雇を要 求	不明	不明	不明
七月四日	岡山縣、日本鑛泉 株式會社	職工	四〇	賃銀値上要求、營業主任排 斥	不明	不明	不明
七月七日	東京府、煙草專賣 局赤羽分工場	女工(仕上部)	一〇〇	女工間の軋轢	十七名蹴 首、慰撫 鎮靜	七月八日	罷業一日 半
七月十三日	大阪府、株式會社 阪部商會	刷子工	一五〇	賃銀値下(二割)反對	一割五分 値下にて 解決	七月十九日	罷業六日
七月十四日	東京市、富士瓦斯 紡績押上工場	紡績工、紡織労働 組合	男工四〇〇 女工七〇〇	組合權の確認	要求不貫 撤	七月廿六日	罷業十三 日
七月廿日	東京市、城東電車 株式會社	車掌運轉手	三〇	時間短縮、賃銀値上	不明	不明	怠業

七月廿一日	廣島市、洋服商同業組合	裁縫工(工親會)	不詳	賃銀値下(二割)に反對、洋服仕立引受所を設け抗爭	工親會承認、五分乃至一割値下	八月十三日	罷業(休業)廿三日
七月廿一日	東京市、東京驛小荷物係	配達夫	五〇	賃銀値上	全部解僱	七月廿二日	罷業一日
八月三日	原路市、山陽毛織會社	紡織工	五〇	賃銀値下(二割)反對	不明	不明	罷業
八月五日	神奈川縣、淺野造船會社	造船木工	一〇〇	事業縮少に因る労働不安、解雇手当要求	不明	不明	—
八月五日	和歌山縣、黒江町役場	防疫人夫	二四	勤務時間短縮、手当増額	警察署調停、要求一部貫徹	八月五日午後	罷業半日
八月六日	静岡縣、濱松郵便局	集配人	七五	増俸要求	不明	不明	怠業
八月七日	福岡縣、株式會社幸袋工作所	機械鐵工(友愛會)	四〇〇	請負制度改正、不當減賃反對、解雇手当増額、八時間制	要求大半貫徹	八月十一日	罷業二日
八月十日	神奈川縣、熱海線鐵道工事請負日本興業會社	土工	六〇〇	工賃二割値上取消に對する反對	不明	不明	罷業
八月十五日	愛知縣、愛知セメント會社	職工	八〇	賃銀値上	不明	不明	罷業

労働争議

八月十八日	足尾銅山精錬所	運轉夫(大日本鑛山労働同盟會)	—	轉職反對、減首取消	要求不貫徹	不	詳	罷業
八月廿一日	兵庫縣、能勢電氣鐵道會社	車掌、運轉手	三〇	勤務時間及休憩時間に對する不滿	互譲解決	八月廿二日	—	—
八月廿三日	新潟縣、長岡製糸工場	女工	一四〇	工賃値下賞與率に對する不平	不明	不明	罷業	—
八月廿四日	神奈川縣、日本製線株式會社	職工	七〇	食事時間改正要求、不當減首反對	不明	不明	罷業	—
八月卅日	小倉市、大里硝子製造所	硝子工	五〇〇	遲滞賃銀即時支拂の要求	訴訟提起	十一月下旬	—	—
九月七日	東京府、岩淵製鋼所	鐵工	不詳	減首反對	職工長引責辭職	不明	罷業三日	—
九月十三日	横濱市、土工親分	土工	六〇	待遇に就ての不滿	警察署幹旋にて鎮撫	九月十四日	罷業一日	—
九月廿二日	山口縣、海軍煉炭所	雜役人夫(朝鮮人)	一〇〇	賃銀値下げに反對	互譲解決	九月廿四日	罷業二日	—
九月廿三日	愛媛縣、伊豫水力電氣會社	工夫	三〇〇	賃銀支拂遲滞	不明	不明	罷業	—
九月廿六日	東京市、各新聞社	印刷工(正進會)	—	(一)八時間二部制、(二)最低賃銀八十圓其他	要求不貫徹(一)社ののみ承諾)	十月十五日	間歇罷工	—
十月二日	神戸市、内國通運會社	船夫	一〇〇	前借卅圓申込拒絕、手當減額	水上署調停、互譲解決	不明	罷業	—
十月十六日	神奈川縣、熱海線第三工區受自佐藤組	土工	二〇〇	賃銀支拂遲滞	不明	不明	罷業	—

十月十六日	福岡市、福岡印刷同業組合	印刷工(福岡印刷技工共済會)	一三〇	賃銀値下反對	本月中現給、來月以後、公割減、二日、休手當四圓、乃至八圓	十月十八日	罷業三日
十月十七日	愛知、三重、岐阜三縣、赤煉瓦製造組合	煉瓦工	八〇〇	賃銀値上(一割五分)要求	白地一萬本請負卅五圓を三圓に値上	十月廿六日	罷業九日
十月廿六日	小倉市、小倉電氣軌道株式會社	電車從業員	不詳(全部)	月手當十圓要求	不	不	怠業三日 罷業日數不明
十一月十四日	福岡縣、日米ガラス株式會社	硝子工	二六〇	賃銀値上外二件要求	妥協	十一月廿一日	罷業
十一月廿三日	大阪府、村瀬織布工場	女工	四五	賃銀値上、解雇手當増額	要求全部承認	十一月廿五日	罷業二日
十一月廿六日	朝鮮、京城電氣會社	職工(朝鮮人)	六〇	被服給與の請求	無條件復職	十二月一日	罷業五日
十一月卅日	神戸市、福原藝妓共同事務所	藝妓	九五	特別祝儀廢止反對	無條件就業	十二月十日	罷業九日
十二月十日	横濱市、横濱輸出包裝組合	木工	三〇〇	賃銀(三圓)値下四十錢)反對	不	不	罷業
十二月十六日	兵庫縣、西宮酒造組合	大工左官	三八〇	賃銀値下(一割)反對	大工左官の親方口錢を三分に減分解決	不	罷業
十二月十六日	東京府、東洋紡績王子工場	紡織工	四、五〇〇	家族手當、物價手當廢止反對	高壓就業	十二月廿三日	罷業一日

十二月十九日	三越呉服店	洋服技工(友愛會)	一〇七	(一)保證日給二圓三十錢、 (二)五十錢増給、(三)保證 金排戻、(四)退職手當	要求貫徹	大正十年一月一日	罷業(工場閉鎖) 十一日
十二月廿二日	福島縣、若松金箔 商組合	金箔工(若松金箔 工組合員)	不詳(全部)	値下(二割)賃銀復舊要求	不明	十一月廿五日	罷業一日
十一月廿四日	大阪府、河内紡織 板持工場	女工	二〇五	賃銀値上要求	警察署調 停、近日 満足なる 方法を講 ずる約束 に就業	十一月廿五日	罷業一日
十一月廿五日	石川縣、尾小屋鑛 山(横山鑛業部)	坑夫	六〇〇	賃銀値下(二割)及飯不補助 廢止反對	友愛會調 停、二圓 支給、共 濟其他制 度改善	十一月卅日	罷業六日

(乙) 重要なる爭議

1. 園池製作所の工場閉鎖

一月九日、鐵工組合は九名の實行委員を以て、五ヶ條の要求を會社に提出、曰く

- 一、八時間労働制の實施
- 二、賃銀一割増額
- 三、解雇手當は三月以上一年未滿の勤務者に一箇月分を支給、爾後一年を増す毎に一箇月分を増す事、

四、退職手當は三ヶ年勤務者に一箇月分を支給爾後一箇年を増す毎に一箇月分を増す事

五、長階級(組長伍長)の任免は左の方法に依り選舉制にする事

『長』一名に對し職業別に依り一般投票を以て三名の候補者を選出し、會社は候補者中より任意に一名を任命する事

と。此爭議を起さしめたる動因は、所謂『長』階級の態度であり、隨て職工團の最も

重要視したのも最後の要求箇條であつた。蓋し多くの工場に於て伍長組長は、請負賃銀に於ける單價率の協定、仕事の割當等に就き、重大なる影響を及ぼし得る地位に在り、隨て労働者の利害に密接の關係あるにも拘らず、其任命が會社の專斷に出づる爲め、幾多の情弊を醸し、労働爭議の誘因が資本家よりも却て此階級の利己心と無智とに發する事比較的多きは我國の實情である。

右の要求に遭つた會社重役は、從來の待遇に不服なる者は退職すべしとなし、直ち

に動力を止め、無期限の工場閉鎖を以て之に答へた。東京鐵工組合は會社の此態度を以て、昨年労働者の要求を容易に承認したるが爲め、(九年版年鑑五五頁)鐵工機械同業組合より苦情あり、其後何等かの默契成立せるが故なるべしと做し、園池俱樂部に籠城、持久戦を策す。即ち第一交渉委員、第二交渉委員、第三交渉委員、書記、警備員、會計、傳令、庶務、出席係、應接係、場内整理、炊事、食糧係、衛生係、調査委員、娛樂係等を互選し専ら軍容を整へた。

園池俱樂部は園池製作所従業員全體の所有に係る五十坪程の建物である、撞球臺あり講堂あり娛樂器具も亦備つてゐた。：：：交渉委員を飽く迄信じてゐる人々は、浪花節を唸り、薩摩琵琶を弾じ、落語を語つて笑ひ興じた。：：：任務を委ねられた人々は忠實に其の責任を全うした。寒い冬の會社門前を警備員は(罷工破り)警戒の爲めに立ちつくした。二百六十名の大家族を養ふべく炊事係は、眞黒になつて働いた。毎朝出席名簿を見ては、調査員は欠席者に就て何故かと、勞力を壓はず熱心に調査して歩いた。：：：折柄の流行性感冒に應戦すると同時に其利潤を軍用金に充てん爲マスク製造を始めた。マスク製造の總數五千三百四十三個純益金四百二十六圓二十錢。四

労働争議

百圓の金は此場合志氣を鼓舞すること頗る大であつた。(友愛會機關「労働」九年三月號)

斯くて會社の反省を期し幾度かの交渉を試みたが、會社は些の誠意を示さざるのみならず、對陣十一日目の廿二日には、全職工に對し解雇状を郵送した。この「虚勢的暴慢」に憤つた職工團は、解雇状を一括して突返すと同時に、猛然と立つて攻撃を開始した。二十三日夜大崎町五反田俱樂部に「不當解雇事情發表演說會」。翌日夜友愛會本部に各労働團體主催應援大演說會。廿五日夜大崎町新大崎館に労働者大會あり。

此三晩の演說會の前、宵闇を衝いて利鎌の如き月下を、紫の會旗と提灯を先頭に、高らかに労働歌を歌ひつゝ示威運動が行はれた。

廿五日夜の労働者大會は、職工團の要求に「満腔の尊敬と賛同の意を表し目的の貫徹の爲全力を傾倒して援助す」べきを決議し、其實行方法として

- 一、階級的同情に訴へ義金を募集する事
- 二、言論を以て盛に輿論を喚起する事
- 三、階級的意識に訴へ會社の職工募集に對抗する事
- 四、本争議に際し階級を同じうするに拘らず

反抗的態度を示し尙ほ吾人を賣らんとするの行爲ありし人物に對し吾人は黒表を作り全労働團體に通告して社會的制裁を嚴にする事

五、不幸にして本争議の不調に終りし時は株式會社園池製作所の製品に對し不使用同盟を組織し飽く迄資本家の人間の良心の反省を求むる事

を申させた。義金集ること三百七十六圓五十五錢)

廿六日、會社は遂に屈し誓約を結ぶ、曰く、

(職工側は要求を撤回し)會社は解雇を取消し改めて會社は職工に對し次の事を誓約す

- (一)八時間労働制を認む(二)給料一割増(三)工場委員會を設立す、工場委員會は會社より任命の五名の委員及び職工側の選舉に依る五名の委員に依つて成立し、人事關係の總てを處理爲し、委員は委員會に於ける言論に就き責任を問はる事なく、其の任期は六月とす
- (四)「長」を任命せんと爲す時は、會社先づ五名の候補者を選び、其決定は一般投票に依る。
- (五)組下半數以上の職工が其「長」を不信認なる事を工場委員會に提出せる時は、委員會は之れを一般投票に問ひ、不信認者過半數なる場合は、其「長」に對し警告を發し、二月後更に前の手續にて信認投票の結果、三分二以上の不信認ありたる時は、會社は一月以内に其「長」を免ず。(六)以上二月一日より之れを

実施す。

と。斯くして此爭議は工場委員會の設立を
獲得したか、其後の事實は理論上の主張を
實現すべく、労働者の用意の猶ほ充分なら
ざるを示した。

2. 門司港石炭仲仕の罷業

門司港に於ける沖陸石炭仲仕小頭卅數
名、下關市外彦島、小倉市外延命寺の同業
者は懸案を解決せんとし、『昨冬私共小頭
一同より石炭勞金値上げ方願ひ出で候も
(九年版一七五頁)事情の爲め其儘に相成
り居り候處、頃日來益々人員の沸底を告げ
之が爲め作業困難』云々の嘆願書を添へ、
一月八日左の六ヶ條の要求を石炭積込請
負業者に提出した。

- 一、一般に從來賃金の五割増
- 二、水面よりスラシ板十八尺以上廿尺以下に
於けるクラス三割増サイド二割増廿尺以上
二十五尺以下クラス五割増サイド三割増
- 三、スラシ込み五割増沖中に於て端舟取り戻
五割増
- 四、港の内外を問はず三十噸以上は倍額港外
は噸數の多少に拘はらず倍額
- 五、一月一日より三日迄は休業十一月一日よ

リ三月末日迄は夜業禁止
六、雨天は雨量多き時は中止但し五、六は陸
上に於ては例外とす

請負業者は之を受理すると同時に荷主側
に要請し、茲に三當事者間に各折衝する處
あつたが、卅七日交渉遂に不調の結果其夜
より同盟罷業決行、大阪商船所屬の仲仕先
づ石炭積込中の暹羅丸より作業を中止し
て引揚げ、次で郵船所屬の石炭仲仕に波及
し、形勢重大となる。郵船商船の如き命令
航路郵便航路を營める會社所屬船舶は、時
間の關係上一日も石炭積込を放任すべか
らず、同夜八時に到り郵船及商船の請負業
者は各自己配下の仲仕五百名及三百五十
餘名に對し、五割増要求を承認し各其負擔
に於て之を支辨し、以て一時配下を鎮撫し
た。然れ共其以外の仲仕は依然罷業を繼
續、廿九日三當事者間に妥協成立、二割増
額に決定。然るに郵商船所屬の請負業者は
自己配下に對する面目上依然として、先に
承認したる通り、自腹を切りて五割増を續
けたる爲め、増額不平等の不平起り、問題
解決を見ず、二月六日、各請負業者合同、郵

商船側を他の仲仕同様同一に二割増とす
る事に協定、紛議納まる。

3. 八幡製鐵所大罷工

第一次罷業

之より巽勞友會は時間短縮、賃銀三割増
及其他の要求に就き凝議する處あり、友愛
會亦之に策應し、一月二十五日嘆願書を製
鐵所長官に提出す、曰く

- 一、臨時手當及び臨時加給を本体に直し支
給せられたき事
- 一、割増金は從來三日以上の缺勤者に對し
ては附與せざりしが之を廢し日割を以
て平等に支給されたき事
- 一、勤務時間を短縮せられたき事
- 一、住宅料を家族を有するものには四圓獨
身者には二圓を支給されたき事
- 一、職夫の現在賃金に對して三割を支給せ
られたき事

嘆願書理由 臨時手當は豫算の如何によ
り臨時之れを取消し得るの性質を有するもの
と思惟す、我等は臨時手當あるが爲め漸くそ
の生活を保持しつゝあるを以て何時廢止せら

るゝとも知れざる現行の手當制度をその儘存置せらるゝに於ては我等の最も不安に堪へざる所なり故にかくの如き制度が確實に本給に直さるゝ事は生活の安定を保つ爲めに最も當然なる事と信ず、割増手當なるものは職工に對し獎勵優遇の目的を以て支給せらるゝものと察す然るに給料の高低職務の上下により非常に差違ある事は著しく反感を誘發し却つて獎勵の意味を誤解する事多し之れが爲め不平は増し仕事の能率は減少す云々

と。茲に於て製鐵所は機先を制すべしと爲し、二月一日要求に答ふるに勞友會員二名友愛會四名の馘首を以てした。けれども製鐵所當局の果斷なる牽制策は却て反對の効果を收めた。

越えて二月四日午前九時勞友會は福住、吉村、鳥井の三氏を交渉委員とし回答を迫る。中川次長(白仁長官は議會出席の爲め不在)は竹下、南部兩課長をして面接、三氏を職工の代表者と認めざることに及び全然其要求を拒絶する旨を言明せしめた。勞友會本部は其夜緊急幹部會を開き、今後の手段として斷然たる處置をとる事に決し、直ちに其決意を全會員に通達した。

團體交渉權、勞働組合幹部の代表權の蔑

勞働爭議

視と、無謀なる馘首に出た官憲の濫用とは、兼てより醸成されつゝあつた全勞働者の憤怒反抗を極點にまで煽り、罷工勃發の誘因を爲すに充分であつた。

翌五日七時三十分交代出勤すべき晝勤部八千名は、激しい降雨を冒して製鐵所事務所へと集まつたが、彼等は一齊に業務を抛つた。(一萬三千中夜勤部五千、晝勤部八千)之を聞きつけた夜勤部及び勞友會以外の同志會、友愛會に屬する者、常備人夫日傭人夫等漸次參加し、午前十一時には其數二萬數千に及んだ。

斯くしてあらゆる機關は運轉を停め、開所以來十八年嘗て絶えたことのない鎔鑛爐の火も、中央機關部の猛火も消えた。二六時中濛々として北九州の天を蔽ふて居た五百の煙突の煙も絶えた。今は寂として死せるが如き廣袤七十萬坪の大工場は、歇間的に揚る怒濤の様な喊聲を反響するに過ぎぬ。

形勢の悪化に驚いた製鐵所當局は、一方守衛其他を督して之が鎮撫に焦り、他方急

を八幡警察署に通じて出勤を乞ふ。八幡、小倉、若松、門司其他隣接署、小倉憲兵隊は急遽馳せて鎮壓に任じたが、警官憲兵の出現は唯氣勢を高め事態を急ならしむるのみであつた。止むなく正午に到り當局は「代表者と會見すべければ」とて、中川次長竹下工場課長は勞友會理事吉村眞澄氏、外四名と會見、要求書所載事項に就き一時間に亘り説述する處あつたが、結局「白仁長官上京不在中なれば七日午後六時迄に何分の回答をなすべし」と答へた。階段の下に即答を期せる大群は態度甚だ強硬であつたが、代表者等幹部は此際強いて迫るは不利なりと爲し、百方慰撫、午後零時半事務所前を退散。其大部分は所屬工場に歸つたが既に朝來重要機關の運轉停止せることとて、彼等は三々伍々群をなし放歌團樂或は鬨を揚げて氣勢を示すのみにして、怠業の氣は死せる工場を支配した。

熔鑛爐恢復に焦慮せる當局は、あらゆる努力と威壓を以て、午後十一時過漸く五個の熔鑛爐中第四及第五と、ヨークス工場、

阿片工場、及び以東に位せる若干工場とのみを復活、構内鐵道機關車僅か二臺の運轉を開始し得たるも、其他の方面は依然として暗黒界である。午後八時より交代入所すべき夜勤部五千名の内倉庫番貯藏係責任者千名を残り、外四千名は作業機關なほ恢復せざるを以て大半歸宅せしめられたが、夜勤交代者亦も怠業的に就業するのみ。中川次長以下事務全員は蠟燭の灯薄暗き本館に鳩首善後策を講ず。

五日は斯くして暮れたが、八幡市内の飲食店は閉鎖を命ぜられ、送電断たれた爲め官舎暗黒、恐怖全市を領し、人心の不安刻々加はる。

この朝階段上より『戦は開かれたり諸君團結の威力を振へ』と絶叫した雨合羽に古帽子の労友會副會長、西田健太郎氏第二据置工場にて集合汽笛を鳴らさんとして捕へられた鮮人金泳文氏外二名、労友會長淺原健三氏、同幹部吉村眞澄、森重皆一相原長三の諸氏十九名は、八幡署に檢束された。が西田氏は途中より逃走。

六日朝、晝勤部約半数出勤、三十名を一隊とする警官憲兵の數隊は工場より工場へと作業を強要し、(其數八百と註せられた)威嚇の下に中央機關部を恢復、漸く大煙突に黒煙を見る。罷工團幹部は正服私警戒裡に宣傳策應。斯くて熔鑛爐外四工場は作業を強制されつゝあつたが、他は殆ど全部怠業の状態に陥る。午後になり職工と警官との衝突隨處に起り、檢束されたる者四十餘名。

この夜に到り労友會の首脳部は總べて拘束されたが、友愛會八幡支部は全會員を召集、五百名中二百余名出席、拘束者解放要求貫徹に全力を盡すべきを決す。曰く

- 一、同盟罷工に關し拘束者に対する處置は不當なりと認むるを以て速に拘束者を開放されべきことを七日午前齋藤福岡縣警察部長に面會して此目的の貫徹を遂ぐる事
 - 一、齋藤警察部長ノ紹介を以て委員は八日中川製鐵所次長に面會し今面の職工の要求は合理的なるを以て即時之が要求に應ぜしむべく貫徹を期する事
 - 一、會員は輕舉妄動を戒しめ労友會と共に機宜の處置を執り目的を貫徹すること
- 實行委員木村鏡吉、鈴木善五郎、藤時次郎

藤岡文六、柳田直一と。斯く友愛會が代つて罷工團の中心と爲ると同時、鑛夫協會の河島眞二氏亦馳せ参じ、同志會の急進派之に加はり、宛然三角同盟を作りて労友會の殘黨を援く。

七日午後六時回答期に、前記友愛會實行委員及唯一の殘留せる労友會理事田崎怒氏等六名中川次長と會見、然れ共次長は答ふるに左の諭告を以てした。

- 二月五日以來當所内で職工を威嚇して作業を中止せしめ甚しきは之に暴行を加へ又は之を誘惑する等の行動を爲し或は送電を中止し機關の附屬品を破壊して作業の進行を中止せしむる等の行爲をなし騷擾を起し今尙全く終熄にならないのは不都合の次第で深く遺憾とする所なれば當所職工職夫は是等の凶暴なる脅迫煽動の爲め攪亂せらるゝことなく沈着自重混雜を生ぜざるやう努むべし其の際嘆願書を提出したるものあり茲に本所職工職夫をして過誤なからしむると共に左に嘆願事項に就き本所の既に行ひたる事及び意のある所を示す
- 一、職工の臨時手當及臨時加給を本給に引直す事四月以降行ひたき見込にて己にその豫算を作り目下第四十二議會へ提出中である
 - 一、一箇月缺勤三日以内の出勤者には相當の方法に増割金を與ふる事を建議すべき、割増金を各人平等にする事は出来ぬ

一、勤務時間は一般労働時間に關し建議決定に至る迄従來の通り

一、宿舍は従來の如く順次増築するも住宅料を与給せず

一、職夫賃銀三割増は是亦第四十二議會まで提出中の地算通過せば四月以降これを行ひたき見込み但し現在にても多額賃銀を支給すべき理由ありと認むべきものは高き賃銀を與へつゝあり

右の如くなるを以て本所職工職夫は宜しく靜思しその業務に忠實なる事を望む

と。同時に九日朝迄の臨時休業を宣した。

九日朝、職工九千三百六十八、職夫二千五百十七、受負人夫三百八十七、合計一萬二千二百七十二名の出勤、欠勤者平常より多きこと僅二千、鐵鎚は響き。黒煙漲り就業平常の如く、威壓はよく罷業より怠業へめた觀があつたが、事實は罷業より怠業へと移つたのであつた。それは九日、十日と續いて行つた。また連日不眠不休警戒に任じた巡査側でも、疲勞と食物粗惡の爲め卒倒する者續出、製鐵所公餘俱樂部の是等警戒者に對する炊出し一食千二百人分に上つたと云ふ。

罷業の再發

労働争議

然れ共他方罷工團幹部は、製鐵所當局の應答を以て誠意なしと爲し、初志の貫徹に決意。十日朝急遽歸幡したる白仁長官に面會を求め案に對する直接の明答を求む。長官は『明答は七日の諭告』のみ、それ以上は豫算の關係上不可能なりと爲し、且つ製鐵所は労働組合を認め難しとの口吻あり。

斯くては最早中央政府及帝國議會に訴ふるの外途なしと爲し、同日夜労働友會の淺原鑛三郎、工藤勇雄、轟音松、鑛夫協會の本多眞夫、友愛會の藤川俊次郎及木村錠吉の諸氏は各其會を代表して上京。十六日午後二時貴族院に山本農相、四條工務局長と會見。折衝時餘更に白仁長官を訪ひ其責を明かにするに於ては職工側、妥協策を講ぜざるに非ずと爲したが長官は『動もすれば此等代表者を愚弄するが如き態度に出でたる』(二月二十五日大阪朝日新聞)より二十一日交渉斷絶直ちに其旨を八幡に電報した。

之より先労働友會幹部の拘束せられたる者は多く起訴收監せられ、會の首腦を失つ

たが、會長淺原健三氏と舊交ある東京毎日新聞記者加藤勘十氏來幡、二十一日の労働友會評議員會は同氏を會長代理に推し陣容を整へ、友愛會九州出張所の藤岡文六氏等と計り畫策怠らず。二十一日夜談判破裂の電報到着。二十二、二十三日は鳩首謀議、團體的訓練なほ足らず、罷業の暴動化せんことを憂え、更に時機を待つ可しと爲すもあつたが、勢遂に止む可らず、二十三日夜労働友會本部及同診療所の顔末報告演說會後、秘密幹部會を開きて決する所あり。

一、過般の罷業に對し製鐵所當局の採りたる態度は全然誠意なきものと認む

二、今後の判策に就ては如何なる壓迫ありとするも一致團結して其初志の貫徹に努む

三、今後如何なる犠牲をを出すも之れに屈せず相互救助の實を擧ぐる

と。翌二十四日朝を以て暴動的罷工は再び開始された。労働友會、友愛會數十の會旗を押し立て折からの吹雪を冒し八幡市中を一大示威運動を試みた。七十餘の工場は再び閉鎖の姿となり、黒煙忽ち斷絶した。其夜加藤氏、外七名の代表委員中川次長と會見、三時間半に亘り交渉大に努めたるも遂

に要領を得ず。

二十五日製鐵所は無期休業を宣す。同日午後二ヶ所に開かれた、交渉頭末報告演説會では、警官との間に猛烈な衝突あり、國粹會員數百名は、罷工團と利害を同うせざる人夫供給所を應援し頻りに迫害を試む。

罷工團が漸く苦戦に陥れる時、翌二十六日午後八時突如として『議會解散』の報は傳へられた。形勢は急轉直下云ふに忍びざるものとなつた。即夜幹部會を開き今後の方針を擬議、曩に提出せる要求案の修正を爲し、

改訂書

二月四日製鐵所に要求したる職工側の要求五箇條に對し左の改訂をなし同時に左の希望を加ふ

- 第一、五箇條の中の給與に關するものは長官の責任支出として速かに支給する様努め遅くも四月一日までには實施せられたし
- 第二、獎勵金給與に關する件は過日製鐵所が制定したる現行の規則を是として之れを撤回す
- 第三、労働時間に関する件は緊急調査會を開き人道上の見地より是非十時間制を採用し四月一日より實施せられたし

第四、住宅料支給に關する件は曩に長官が回答したる一千軒の住宅建築を是とし同時に必ず之れを實行せられんことを希望す

附帶條項

二十四日罷工以來製鐵所が無期休業を發表したるに對し此間の給料加給手當等一切全額を全職工人夫に支給せられたし
 の妥協案を議定、翌二十七日白仁長官と最後の折衝を試みたが、すべては徒勞に終つた。

斯くて氣勢を挫かれた罷工團は、萬事を抛て國粹會の強制的仲裁に一任せざるを得なくなつた。二十八日國粹會の手を経て提出された讓歩的妥協案は次の如きものであつた。

- 一、出勤日を全部同一にする事
 - 一、休業日數間は現日給を支給する事
 - 一、二月分の割増に關係なき事
 - 一、右三條項共容れらるゝときは實行委員は之に満足し即日一般職工の就業を勧誘す
- と。之に對し白仁長官は翌二十九日午後三時警察部長、新聞記者立會の上仲裁者に左の如く回答、曰く、
- 一、作業は三月二日午前六時より全部一齊に開始す

一、休業中の給料は支給せず
 と。罷工團實行委員は兎に角も右を全員に報告、二日朝より就業せしむべしと答へた大罷工は斯くして終つたのである。

三月二日は大半就業、休業中の賃銀は獎勵金割増金等の形式で支給されたが、一日から四日迄に二百二十四名が馘首され、二十九名が起訴された。然し製鐵所が蒙つた損害は總計三十六萬圓内外に上つた。(豫審決定理由書)

此事件の爲め騷擾の罪名を以て起訴せられたる者六十三名、七月三十日第一審判決があつた。(労働運動の項参照)

4. 東京市電車従業員の罷業

労働条件と要求

この争議が公共機關の運轉を中止せしめ、餘りに公共的ならざる東京市民を狼狽せしめたるが故に、動もすれば當時の言論機關の同情をさへ買ひ得ざる憾があつた。然れ共之が真相を明かにし、正當なる批判を求めんが爲めには、先づ該公共機關の勞

働條件と爭議の働因を爲したる昨秋の要求に就て、些細に之を檢せねばならぬ。

左の要求條件及其説明は半面より、如何なる事情の下に勞働が爲されつゝあるやを、推すに足るものなるが故に其全文を掲げる。

要求條件及其説明

第一、從業員の人格を尊重すべし

(理由)從來市電氣局が從業員に對する處置を見るに、常に從業員の人格を侮辱するが如き態度を持しつゝあり、從業員の人格を擁護すべき當局既に斯くの如くなるが故に一般社會も亦之れを蔑視するは當然にして、罪一に當局に在りと云はざる可からず、從業員の斯くの如き精神的苦痛を除却するは實に刻下の急務にして多くの退職者が主として此の原因に依るは當局の猛省を要する所なりとす

(倒證)一、監督の名稱を附し從業員の自治心を傷くるが如き事

一、從業員募集廣告に現從業員の月收額を明示するが如き事

一、從業員を恰かも刑事被告扱となし、終業の際裸體、なして身體検査を爲すが如き事

一、事故發生の際に當局が多く其の責任を從業員に負擔せしむる傾向

一、冬季にうとんを給與するが如き事

(要求の範圍)本組合の指摘したる是等の事項

に關する微退

第二、勤務時間を八時間とすべし、但本要求提出の日より向六ヶ月後に於て實施すべし。

(理由)從業員生活の改善は一に勤務時間の短縮に在るは今更ら喁々の辨を要せざる可し殊に交通機關に從業する吾等勞働者の健康が他種の勞働者より一層劇甚に其の健康を害しつゝあるは明々なる事實にして現在の如く平均一日十一時十分の長時間の勞務は到底吾等の堪ふる所にあらず。然れども今直ちに之れを當局に強要するは人員増加の關係上其の難きを責むるものなるが故に之れに六ヶ月間猶豫條件を附したる所以なり。

(要求の範圍)毎月三日の公休日を除き、毎日出勤時より退出時までを平均八時間とし、廿分未滿は打切り三十分以上は一時間に算入す

第三、歩合制(哩數賃金)を改めて日給制とすべし

(理由)工場勞働に於ける個數賃金制が労働問題解決の敵なるが如く、交通労働に於ける歩合制も乗務哩數に依る賃金制も亦労働問題解決の敵なり。生活に窮迫せる從業員は殆ど自己の健康を顧みるに遑無くして盲目的に長距離の乗務を爲して歩合率を高め收入を増加せん事に腐心しつゝあり。是人情の然らしむる所にして當局が此の弱點を利用したる巧妙

なる非人道的労働條件なり、之が爲めに一方には事故を頻發して市民の不安を増長し他方には從業員の健康を害して永く勤務に服する能はざるの結果となる、一に皆歩合制度の罪なり。之れを公益の上より見るも、從業員利益の上より見るも一日も速かに微廢して日給制とすべきものなり。

(要求の範圍)一日を八時間とし日給八十錢を支給すべし、若し八時間以上を勞務したる時は左の割合に依て時間割増賃金を支給すべし

一時間目は 十二 錢
二時間目は 十四 錢
三時間目は 十八 錢

三時間目以上は一時間を増す毎に倍額、但毎月三回の公休日は日給金額を支給する事

臨時手當及等級手當は現狀の儘
(備考)右の計算に依る車掌運轉手六等級(最低)支給者にして毎日十一時を勞務したるものが受くる所の月收全額は左の如し(一ヶ月を三十日と見做す)

日給額日收 二十四圓(公休日合算)
毎日殘業三時間分月收

手當月額 十一圓八十八錢(公休三日分ノ)
車掌運轉手六等級手當月額 二十四圓五十(現狀ノ儘)

合計 一四五十錢(現狀ノ儘)
六十一圓八十八錢

第四、半期末手當貳ヶ月分を支給すべし、但缺勤一ヶ月以内又は處罰者を問はざ

るものとす

(理由)物價の暴騰は今や其の極點に達し労働者は其生活に苦悶轉々せり、時將に歳晩に當り此「歳の瀬」を如何に越さんか、思を之れに致せば何人も心を暗うせざるを得ず、殊に吾等従業員が毎年與へられる所の歳末手當は殆ど自己の兒女に満足の下駄さへも購ふ能はず其の悲慘は到底他人の想像も能はざる所なり今月收三ヶ月分を要求するは實に吾等の必要の最小限度にして、更らに多く云ふの要なし、敢て當局の明察に任ず、缺勤又は處罰者を問はざるは之れを手當と見做し人間生活の必須要件なるを以てなり

(要求の範圍)第三項要求事項の計算にて毎日平均十一時間勤務したるものと見做し算出せられたる各等級者別の全月收額の二ヶ月分但一ヶ月以上缺勤者は月を單位として一ヶ月毎に手當百分の五を減額する事新就職者にして六ヶ月に満たざるものは之れを六等分しるものを勤務月數に乗じたる額を支給し入職の月は十五日以下を切り捨て以上を一ヶ月と見做す

(註、從來の期末手當は五圓、十圓、十五圓の三等級に別れ、一日缺勤すれば半減、一週間缺勤でもすれば皆無となつたのである)

第五、退職手當金を左の勤続年限の割合に依りて支給すべし

滿三年 百五十圓 (現行) 三十圓

滿四年	二百五十五圓	四十圓
滿五年	三百圓	五十圓
滿六年	四百圓	六十圓
滿七年	五百圓	七十五圓
滿八年	六百五十圓	九十圓
滿九年	八百圓	百五十圓
滿十年	千圓	百二十圓
以上一年毎に	百圓増	十五圓増

(理由)長時間の労働に服し常に身體の老衰を感じつゝある労働者が一朝傷病の爲めに斃るゝも家族をして道路に飢へしめざらんとし又は老後に憂なからしめんとするは人情の自然なり殊に交通機關に従事する労働者が其の業務より受くる健康上の障害又は危険は最も大なるは云ふを俟たず、故に従業員をして安じて業務に就かしむるは是等の保險を與ふるを以て最も緊急なりとす、而かも其の要求額の如きば總て其の最小限度を見積りたり

附帶條件

(要求の範圍)年限は三社合併當日より起算終算は當辭令交付の當日とす、一年未滿の場合には六ヶ月以内を切り捨て六ヶ月以上を一年として計算す

右要求の骨子は、日給制及八時間労働制である。乗務哩數に依る賃銀制が、個數拂

賃銀と等しく過度労働の誘因であり、非人格的、非保健的労働條件なるは、要求理由の説明するが如くである。而してそは又收入の不定を意味する、從來、車掌運轉手の等級は特等乃至六等の七級に分れ、其収入月額は――

等級	本手當	臨時手當	等級手當	計
特等	三・〇〇	一・五〇	三・四〇	八・四〇
一等	二・〇〇	一・五〇	三・四〇	七・四〇
二等	一・〇〇	一・五〇	三・四〇	六・四〇
三等	一・〇〇	一・五〇	三・四〇	五・四〇
四等	一・〇〇	一・五〇	三・四〇	四・四〇
五等	一・〇〇	一・五〇	三・四〇	三・四〇
六等	一・〇〇	一・五〇	三・四〇	二・四〇

*一人一ヶ月の乗務哩數最高二千哩、最低一千二百哩、平均一千六百哩にして、一哩の手當一錢四厘五毛

右の外、三箇月に一回二圓の加俸があるが、三ヶ月内に一度も切符と乗車賃との相違、遅刻、早退等の事故がないことが條件に爲つて居る。又一月に三日以内の缺勤は本手當一割減、三日以上は一日にても三割の差引である。若し夫れ年二期の賞與の如き、一日至乃六日の缺勤は十圓を差引き、

其以上は一日にても更に十圓を差引く。この故に加俸、賞與を受くるが如き、否本手當を完全に收得すべきさえも寧ろ異例とすべきであろう。之に依て觀るに、公共機關の従業員たるの義務を要求するが故に、必しもよき賃銀が支拂はれて居たとは斷じ得ぬであらう。

現在	要求
本手當	三〇〇
臨時手當	一五〇
等級手當	一五〇
乗務手當(平均)	三〇〇
合計	六〇〇
毎日残業三時間分月收	二・八
合計	六・八

即ち十三圓四十八錢の増収と爲るのであるが、要求の重點は増収そのものよりも支拂制度に存すること勿論である。右の平均乗務手當を得んが爲めには、乗車準備時間を除きたる約七時間の乗務時間内に、一日約六十哩 運轉せざるべからざるに、警視廳の規定は一時間八哩を以て制限と爲すが故に、約四哩の差を取返すが爲には全速力を以て走らねばならぬ。沉んや停留場

に停車する一秒一分は、それだけの収入の減少を意味するのである。

更に其労働時間に就て見るに。従業員現在労働時間は乗務八時間居残り一時間、時間外勤務(切符受取、靴の整理)及休憩二時間即ち『出勤時より退出時まで』十一時間を算す。要求は之を八時間に短縮せんとする。茲に注目すべきは業務八時間と勤務八時間との相違にして等しく八時間労働制と做すべからざる點である。而してそれは畢竟乗車前後の準備時間一時間乃至二時間を労働時間と爲すと否とに存する。

最後に閑却すべからざるは東京市の電車乗務労働の異非に苦痛なる事實である。左の表は多くを語るであらう、

一日平均	一日平均	一日平均
運轉車台	乗客概數	乗客概數
大正六年	一、〇〇四	八、五〇〇
大正七年	九六六	九、八〇〇
大正八年	九四四	一〇、〇〇〇

斯かる事情の下に要求は提出されたのであつた。

二月の怠業

右の要求の提出は昨秋十一月十日であり、電氣局は其提出を採知するや早くも組合の幹部十名の誅首を以て對抗し、電氣局對日本交通労働組合の争議は既に其時に勃發して居る。(九年版一六三頁)斯くて歳末の交通保安維持を慮つた岡警視總監の調停に依り、提案の一部の妥協成立し、『未解決條件(八時間制、日給制)は當局に精すに尙多少の時日を以てし、當局が來年度に於て市會に提出すべきことを促進す』と做し、『誅首問題に對しては更に具體案の提出』を岡總監に求め、『市民の不安を慮り要求運動は一時之を止め』大正八年を終つたのであつた。

斯く電氣局當局の口約と岡總監の調停に餘りに信賴した労働者は、一月末以來屢々開かる市會及參事會に於て、従業員待遇改善に就き何等提案さるゝ處なきを見て漸く疑念を抱くに到つたが、二月六日益田電車課長青山教習所に來り新任(山本前課長は誅首問題の爲め、昨十二月十三日引責辭職)挨拶の際『従業員的生活改善に就き、

兩者諒解の下に最善の案を作成する爲め、代表者は現組總代よりするか、又は一般投票によるべきか』なる言あり、交通労働組合にとつては驚くべく意外であつた。昨暮要求の三ヶ條が容認せられたと做したのはすべて錯誤であつた、疑念は今や轉じて背信の噴怒となつた。

二月九日附組合本部より各支部への通牒に曰く

一、新住益田電車課長訓示後教育所裏山に集合し『課長の意見通り各出張所より今回新しく代表者を選出し要求條件其他の件を妥協的に解決する必要なきものと認む』と現業員及本部長は屋外演説をなし、一方本部長は課長と會見し二三の件に就て質問したるも徹底したる回答なし、乍然本日は道路泥濘なる爲め促進示威運動は取り止めたるも明日より引續實行する筈に付御承知願度し
とあり、これが二月の紛議の動因を爲したのである。

二月十三日の通牒には

三、復職の件
去十一日職首者復職の件に就て兩警視總監と會見致候へ共未だ組合側としては何等確答せず従つて目下種々協議中の事なれば追て近々

理事會にも計り態度を確定致し度き考に候なる報告あり、翌十四日附の通牒に曰く

本部主催聯合役員會開催致し諸問題に就て協議仕り度萬障御差繰り御出席の程を

日時 大正九年二月十六日午後三時

場所 芝區三田車町願生寺に於て、品川行

にて田町九丁目又は伊皿子下車

參加役員 各支部規定の役員(支部長、副支部長、支部理事、幹事長、副幹事長、會計書記、調査等の役員)

其他支部各組より一名宛(幹部諸君協議し責任を以て)の代表者御出席願度候

參加役員は各支部共役員名刺(支部組代表は

支 部 設立月日

支 部	設立月日	自大正八年十月 至 九年二月	納入組合費	組合費納 入組合員
本 所 支 部	八・九・一一	一、二四四・五〇	六三二	
三ノ輪支 部	八・九・二五	一、二〇八・三〇	六一八	
三 田 支 部	八・一〇・七	一、六一二・一〇	八六〇	
青 山 支 部	八・一〇・一三	一、三九三・九〇	六九七	
巢 鴨 支 部	八・一〇・二五	一、〇一一・二〇	五九八	
廣 尾 支 部	八・一一・二	三九五・〇〇	二五〇	
新 宿 支 部	八・一一・七	九九五・〇〇	六三〇	
有 藥 橋 支 部	八・一一・七	四四三・五〇	二五〇	
玉 川 支 部	八・一二・二七	二六・六〇	七〇	
王 子 支 部	九・一・二二	三七・四〇	九五	
大 塚 支 部	九・一・二二	一一〇・四〇	三六八	
早 稲 田 支 部	九・一・二二	一〇八・〇〇	一八〇	
新 宿 自 働 車 支 部	九・二・二六	一二・〇〇	四〇	
計		八、五八七・九〇	五、二八八	

支部及び組名記入の名刺)及免許證携帯の上受附に御提示相成度候
但右は犬退治其他の必要上嚴重御勵行相成度候傍聴は一切禁止の事
と。見るべし暗雲漸く低迷の狀を。

(註) 此時に於ける交通労働組合の實勢はよく市電従業員八千の大勢を制し得るものであつた。嘗て一月十三日には有樂橋出張所に於て同所の監督代理四五名のみが組合に加入せざるを理由とし、之を罷免すべきを當局に要求し、將に紛議を起さんとした程であつた。左表は二月二十九日現在である。

廿一日、各支部より三名宛選出されたる三十名の交渉委員決定。廿二日午後一時、交渉委員平井總務課長、益田電車課長と會見、曩に提出せし要求條項の急速實施を迫りたるに、課長は三十名の交渉委員の交通労働組合より選出せられたるの故を以て、全従業員の代表者と認めず、更に市内十箇所、車庫より各一名宛の代表者を選出し、局側よりも十名の委員を出し、之に議決權を與へて、提出中の五箇條其他百般に關して討議決定せしむ可きを固執す。交渉は斯くて根柢より破れ、問題は五箇條の要求に加ふるに交通労働組合の代表權を認むるや否やに關し、感情著しく激昂した。

『巢鴨支部は廿三日午後五時より支部内規制定の爲、幹事會を開いた處、恰度前記交渉委員より會見の報告がありました。是れ我が組合の吾々従業員の安危休戚の時であると共に、種々の論議がありました。』と一巢鴨支部員氏は當時の事情を語る。『交通労働』創刊號九五頁の會議終つて、茶話中に三年來巢鴨車庫の懸案なる故障

車に就ての繰車係と従業員との間の軋轢に對し何等かの解決策を講すべき動議が偶々提出せられました。果然、廿四日夕四時頃より所謂怠業は決行された。然れ共組合は之に就て宣言して曰く

元來巢鴨車庫は三年前現車輛課主任の就職以來、車輛工の怠慢次第に加り、完全車始どなく、百數十台中制動機と第二救助網の不健全なるものを除けば、驚くべし僅々四五十台を餘すのみなる状態である。これを従業員側より車輛主任に申出づると雖も車輛課は本局より材料を給せざれば——とのみ言を左右して修理抄らず、従業員は繰車係の嚴命により是非なく第二救助網を針金にて釣り、制動機不

能なるは、漸く電氣制動機にて之を補ひて乗務し來つた。然るに要求は一ヶ條も實現せられざる不安と前記乗務上の危険とによつて、次第に従業員は故障車に乗務するを好まず、乗務規定を勵行すべしと、車輛課を覺醒せしむる爲に故障車の車庫に入るものが斯く連続し來つたのである。

と。斯くして巢鴨線は豫定車臺百十一が四十臺となり。二十六日午後には二十四臺と減少し、之に續いて怠業の風は各車庫に傳播、二十六日夜には全線を通じ五七%、二十八日夜には七四%の車臺の減少を來した。二十六日及二十八日の運轉車臺數及其減少比例は左の如くである。

出張所名	豫定車臺數	二十一日				二十三日			
		前九時	正午	後四時	後八時	前九時	正午	後五時	後九時
有樂町	七〇	五三	四八	四九	三三	四二	三〇	三三	
三田	一一一	一〇〇	八五	九五	四〇	二〇	三三	三三	
青山	二〇〇	一三三	一〇三	一一一	六三	六六	三〇	三〇	
廣尾	七〇	七二	四〇	六六	六二	三三	三〇	三〇	
新宿	一六〇	一三三	八七	九五	五二	六一	三三	三〇	
早稲田	四〇〇	三三三	二八七	三〇	三三	三三	三〇	三〇	
大塚	八〇	七二	五五	六三	六七	三三	三〇	三〇	
巢鴨	一一一	八六	七〇	二四	三三	閉鎖	三〇	三〇	
三ノ輪	一〇一	九〇	七二	七三	六三	八三	六六	六六	
本所	一三五	八八	八一	六六	三三	四二	三三	三三	

合計	一、〇三二	八二四	六六三	六六七	四三〇	三九一	三〇〇	二八八
減(實) 數	一九八	三五九	三四五	五五五	六三九	六三二	六四三	七五四
少(百分比)	一九・五	三五・四	三三・〇	五三・八	六二・四	六三・三	六三・四	七四・五

事態重大なりと見た當局は二十五日、平井總務課長をして警視廳と凝議せしめた。同日來遽に刑事は八方に活動し、従業員中に在郷軍人ある故と稱し憲兵隊又出動す。二十七日組合理事長中西伊之助氏は突然検事局に召喚せられ、去十三日大塚俱樂部に於ける講演の治安警察法第十七條に觸るゝ故を以て起訴收監せらる。

廿七日深夜に到り電氣局は遂に、最も強硬なる巢鴨車庫に對し、車掌小林大吉氏以下三百五十九名、運轉手森口辰吉氏以下二百十五名の解雇を敢行し、翌二十八日事件勃發以來鳩首密議の結果に成れる左記『優遇案』を發表す。案は二部より成り(甲)は共済規定(乙)は勤務及給與改正案である。

一、乗務八時間、休憩時間を合せ平均約十時間(現在十一時間)

二、連続せる八日の内一日公休(現在は十日の内一日)

三、時間給制度(現在歩合給制度)

この案と組合提出要求案とは、乗務八時間

と勤務八時間とに於て相違し、時間給と日給制とに於て相違して居るが、二十八日其手交を受けた交渉委員は、交通機關の公益的性質に鑑み、優遇案の要求に一步を近づけたるに満足すべしと做し、之を受諾すると同時に巢鴨車庫の馘首に就き交渉を始めた。

先に解雇された巢鴨従業員は車庫前の巢鴨俱樂部に引上げ、憤激は益々結束を固むるの觀があつたが、茲に芳賀支部長其他幹部は極力之が慰撫勸説に力め、遂に二十九日午後六時過ぎに到り、全員五百七十六名の復職願の調印を了り、午後八時交渉委員は益田課長と會見、各組別連署の復職願書を差出す、課長亦快く之を承諾した。

斯くして六日間の怠業は終熄したかの如くであつたが、争議は再發を餘議なくされた。

四月の罷業

高壓と優遇案とを以て、威壓懐柔し得たと當局が考へた程、労働者の憤りと不満とは根柢なきものではなかつた。沈靜されたと見えた憤怒は突如四月十七日の神田明治會館に於ける、交通労働組合の決議に再び擡頭し來つた。

- 一、吾人は飽く迄も團結の力に依り八時間労働制勤務八時間及び日給制の獲得を期す
- 一、吾人は御用組合中正會の打破を期する爲め中正會に對して公私共反對態度を採り監督を互選せしめん事を期す
- 一、吾等は中正會なる御用組合を組織して東京市電氣局従業員の生活改善を蹂躪せんと企てたる楠原係長を彈劾す

罷業の勃發は猶ほ一週間の後であり、且つ偶然の機會を利用して敢行されたのであるが、争議再發の是非を批判すべき鍵は寧ろ此決議に存する。決議の要點は、(一)勤務八時間及び日給制の本來の要求を貫徹すべき事、(二)組合切崩運動を防止し組合権を認めしむる事の二であるとなし得るであらう。而して電氣局は罷業に就き市民に『謹告』せる文書(四月廿五日)中に右の決議を以て

斯の如き決議は何が爲めに早急之を決定するの必要ありや當局が既に乗務八時間制を採り且つ時間給を適當の給料制と認め之を二月廿八日發表したるも六月一日以後に非ざれば其實行を見ざるを以て今日其利害得失を云爲するの時期に非ず又監代が組織する中正會は當局及局員の毫も闕知する所にあらざるは既に屢々之を明示したるを以て殊更之が爲めに決議をなすの要なきや言を俟たず若し夫れ監代を互選せんとするが如きは市の秩序保持上許容すべき事に非ず

と揚言して居るが、右の決議と同時に交通労働組合及電氣局従業員部の名を以て、發せられた宣言は曰く

今や當局の爲す所を見るに半期手當、退職手當の如きは聊か吾人の要求に庶幾きものあるも労働條件改善の大眼目たる、八時間制、日給制に至りては悉く姑息瀾縫を事とし、一見甚だ有利なる如く裝うて實は決して之れに伴はず巧みに市民を偽瞞し一方官憲をして盛んに抑壓を行はしめ従業員をして止を得ず一時其の運動を中止せざるべからざるに至らしめたりき、而も此の運動を利用して電車値上げの口實となす、斯くの如きは實に當局が從來慣用せる老獪の手段にして而も彼等は今尙ほ労働者を以て單純無智容易に乗ずべしと爲すの致す所なり。故に我等に更らに一層の勇氣を鼓舞し團結を鞏固にして飽くまで其の根本改善に向つて邁進せざるべからず。

労働争議

と。乗務八時間と勤務八時間との相違が奈邊に存するやは今再び之を縷述するの要なかるべく、其他本來の要求と所謂優遇案とが如何に其重要なる點に於て差異を存するやも、僅かの考察のよく明かにし得る處であらう。然るに第二の點なる中正會に就ては労働状態乃至労働組合界の實情に通ぜざる者の判定に苦しむ處である。編者は今暫く之に對する私見を謹み、他の審判者の言に聞かう。東京朝日新聞は四日廿七日の社説『市電の再罷業』中に曰く

(上略) 今回の罷業は一監督の業務上の失態から當局の處置宜しきを得ずとて従業員の激憤を買ひ、偶之が機會となつて勃發したものの、如く傳へられてゐるが、事を斯の如く激發せしめた眞因は數百名の監督代理が中正會なる一團體を組織して、一般従業員等の交通労働組合に對抗せんとしたからである。幾度となく交通労働に手を焼いた電氣當局が、彼等組合の撲滅を期する爲めに、敢中正會の設立を自策したるものか、或はそれが自然の成行であつたにしても、之を默認して當然來るべき兩者の確執を寧ろ醸成せしめた罪は許すべからず、是れ當局が労働運動の精神を解せず、一時を糊塗せんとして拙策を弄し正當なる理由に依て労働者の安固を要めんとする運動を感情

の流れに投ぜしめ……(下略)
と斷して居るが、更に語を繼いで

山來市電氣當局の従業員に對する態度は甚だ理解なきやり方にて、東鐵時代の親子分の關係を以て彼等に臨み、或は半官僚的態度を以て事務を處理し些かも時代精神を體得せず事々に時代逆行を演じ……(中略)
その八時間制の如き名實相伴はざるのみか、之が實施を即行せず、遂に再び従業者の心裡に暗影を投げかけ、再罷業への行途を速かならしめた嫌ひがある。

と評して居る。

斯くして風雨將に來らんとする靜寂の裡に一週日が過ぎたが、遂に遇然の出來事を機會として、五日間帝都の交通機關を杜絶せしめた大罷業が勃發した。

四月廿五日朝一監督の失策を誘因とし、大塚車庫に發し、廣尾線に及び、漸次本所巢鴨、早稻田、有樂町、青山、新宿へと漫延、忽ちにして東京市内全線は罷業状態に陥つた。平時の全線運轉車數九百五十に比し僅かに二百九十九(午後二時)を算するのみ。而して朝來全然運轉中止となれる線は、小石川大曲より外手町に至るもの

下十四線に及んだ。斯くて罷業を敢行せる大塚、早稻田、新宿、有樂橋、廣尾各車庫の車掌運轉手一千余名は、市外雜司谷なる

玉椿道場に集合、意氣軒昂、各支部旗を翻し、自轉車連終員の出入夥しく、數俵の米を積み炊出しをなし、寢具の搬入を爲す等持久の準備を急ぎ一方既け着け來れる理事長中西伊之助氏等組合幹部を中心に擬議を重ね、午後六時中西氏は従業員代表者四名同伴電氣局に益田課長を訪ね、抱懐せる善後策を披瀝せんとせしが、面會を拒絶された。而して中西氏は同十時半岡警視總監を訪問せんとする途上、巢鴨署の手に檢束された。

玉椿道場に於て報告を待てる罷業團は漸次其數を増し、千五百を註らるゝに到つたが、此形勢を容易ならずと見た警視廳は、方面監察、特別高等係長以下警部、官私服警官多數を急派し、次で憲兵大尉の率ゆる一隊も來援し、目白女子大學内に本部を置き、更に富坂、大塚、巢鴨三署の巡查百五十名を招集し、玉椿道場を嚴戒しつゝ、

深更に及んだが、前記中西理事長檢束の報が激昂憤情を惹起するや、遂に午前零時解散撤退を令じた。

強制解散命令一下するに及んで、折柄のどしや降りに、傘なく下駄なき連中を一々警官の尾行を受けて退散せるが、この際ゴタゴタにて従業員が巡查に對し、「蒼蠅い、何處まで附いて來る」と叫びて突飛はせるが因となり茲に忽ち兩者間の亂闘となり、眞闇の豪雨中突然修繕場を現じ、警官側既に危しと見ゆるや、豫め女子大學内に潜在せる警官三百名の一隊一齊に駆け着けて應援し、それより約二十分間泥中の組打ち、怒號叫喚物凄く、其結果従業員中三十餘名の檢束者を出した。

と當時の新聞紙は語つて居るが、また以てこの爭議の公的性質が如何に當局を焦慮せしめたかを想見し得るであらう。

斯くして玉椿道場より退散を命せられたる罷業團は、急遽集会所を變更し市外豊島郡尾久なるラヂエーム温泉硫雲寺を本據とし、廿六日拂曉再び集る者千五百、協議の結果、午前八時第一交渉委員四名を電氣局に急派したが、空しく警視廳に檢束されたので、更に九時第二交渉委員六名を送つた、其要求條項に曰く

一、監代、乗務員の待遇を區別する事なく、公平平等を期する事
一、八時間制の實施

一、日給八十錢、月手當二十六圓以上、但一時間居残りは二割増二時間以上は五割増とし四時間以上に亘るを得ず。

然るに硫雲寺の集會も、午後一時再び解散を命せられた。再び追はれたる彼等は午後五時半頃までに三々五々退去し、夜に入りて三度吉原堤なる新世界を本據として集合。持久策を協議し組合の積立基金及非常據金約二萬五千圓を以て罷業資金とし、食事等頗る質素なるべきを約した。

廿七日S・M・Uの理事杉原正夫氏調停を試みたが、却て警視廳刑事課長の喚問警告を得たるのみ。此日檢事局へ護送せられたる者、交通労働組合理事句阪義太郎、佐々木專治、片岡重助氏等四十三名、中西理事長亦收監、總計四十六名を算した。

廿八日夜に到り形勢俄然一變、中西理事長に後事を託された前記杉原正夫氏は、同夜午後七時友愛會本部に於て、組合の顧問原田實氏、荒井青山支部長、村松本所支部幹事外數名と會合、鳩首擬議の末、理事長

の任を受諾し、同時に罷業中止を宣言し、急使を各支部に派した。同氏は曰く

今後は主に解雇及び救済の方法を講ずべく、今の處罷業が萬全の策である。硬派は最後まで行くと意氣込んでゐるが、此際續行しては二百人、三百人の犠牲者を出すであらうが、夫は残念でもあり殊に労働運動の中心人物を失ふ事になる故、不取敢ず復職に決した。

と。斯くて翌々三十日より全線復活、五日に亘る大罷業は突如終熄したが、此罷業の爲めに誅首せられた者三百余名、起訴せられたる者三十六名を算した。

以上は爭議經過の概略であるが、此公共機關従業員の罷業は幾多の留意すべき問題を提供した。然し殊に論議せられたのは罷業に對する關係市當局の態度であつた。東京朝日新聞は四月三十日の社説に於て論じて曰く

特色の第一は當局が可なり極端な積極的排戦態度を執つた事である。罷業に際し雇主側が警官や検事局等と連絡して高壓手段を弄する事は從來珍らしい事ではない。然るに今度の罷業に於ては市當局は更に一步を進めて、市民を味方に引き付けて大に労働者側と戦はんとする新しい態度に出て居る。即ち市當局は

労働側が局外の市民を敵(註)として戦ふのだとか、更に公益を顧みず故なくして突如罷業を決行したとか、種々挑發的惡聲を放ち、或は新聞廣告に或に、電柱の貼紙に、尋常ならざる苦心と勞力とを傾けて居る。

と云つて居る

(註)四月十七日交通労働組合の發した宣言の未文に曰く、『吾等は之れを當局に宣告すると同時に又た東京市民にも告げざるを得ず、吾等は市民の奴隷にあらず。吾等の生活改造は吾等の絶対權利なり、若し市民にして單に自己利便の爲めに吾等の生活改善を否定せんか吾等は亦市民とも戦はざるを得ず、市民の中何ぞ斯くの如き無理解の徒のみならんや、吾等は市民が労働運動の前に聰明ならん事を希はざるを得ず。』とあつた、蓋し『……市民とを戦はざるを得ず……』は正に奇貨であつたか

なほ四月三十日の新聞には左の如き廣告もあつた。

東京市電氣局車掌運轉手に告ぐ

明三十日限り所屬出張所に出頭し誠實服業し將來罷業又は怠業に加盟せざることを誓約せざる者は解雇せらるゝことあるべし。

大正九年四月廿九日 電車課

更に新聞は『工兵の出動を請願云々』『工兵出動は不可能云々』の報道を爲したが、

殊に労働組合界を驚かしたのは、荒畑寒村氏に依て『不名譽なる罷工破り』(解放九年十二月號)と做された、早稻田工手學校生徒の企圖であつた。

5. 大阪鐵工所爭議

紛擾の始は、一月卅一日會社が事業不振を名として、請負賃銀の賞與率七割を五割に減じ、精勤賞を廢止した事に在る。而して會社は昨秋十月の怠業の主動者なりし造船部の七十三名を解雇し、引續き二月二日に四名、十一日に十一名を誅首した。思ふに會社側は是等高壓手段にして、若し職工等の不穩の行動を誘發せんか、期せずして冗員を淘汰し得べしと做したのであら。果然造船部千二百、天保山分工場造機部三千三百の全職工は動搖し出した。十七日其代表者二十名は水野工場係長に面接し、左の三箇條を提出した。

- 一、今後解雇の時は一週間或は二週間以前に通知せられたきこと
- 二、解雇手當以外に相當の旅費を支給されたき事

三、物價騰貴の折柄につき現在よりも増収あるやう取計らはれたき事

越えて二十七日再度會見の結果、右條項中最も重要視された、第三項賃銀増加問題は全然拒絶された。職工側は更に代表委員八名を選び、三度交渉を試みたが依然として要領を得ぬ。斯くて不満は遂に三月一日米國提供船イースタン・セーラー號（七千五百噸）の進水を機として、爆發するの余儀なきに到つた。

其日造船部職工中約二百名は、進水を阻害すべく壓搾空氣原動室を襲ひて、水壓器及び送水管の破壊を企てたる爲め、會社は急を朝日橋署に報じ、巡查六十名の急派を得て極力原動室の防禦に努めた爲め、押寄せた職工と巡查との間に衝突を來し、投石格闘をさへ見るに到つた。事態容易ならざるよりして、會社は遂に正午「臨時休業」を宣し、六百名の造船部職工全部に退場を強要した。此處置は憤懣を一層募らしたが如くであつたが、大木朝日橋署長の調停にて代表者廿四名を残して全部退場。代表者等は直ちに事務所樓上に於て工場長と折衝、

其結果兎に角、明二日より出場就業すべきを約した。因に會社は天保山工場より急遽招致したる職工の手により辛して進水を了つた。

然るに會社は其日の夜七時に到り、翌二日を休業する事に決し、左の貼紙を野田、福島、安治川の各西成線停車場及び安治川筋各渡船所に貼付した。

本日（二日）大阪電燈安治川發電所故障のため左記工場を除く外休業す

（一）造船部原圖工場、（二）仕上工場

けれども職工側は之を以て、電力故障に籍口し工場閉鎖を敢てするものと做した。其代表者は曰く「實際電力に依る作業はボンス、鋸打、穿孔、コーキン等にて總數約三百名に到らず、其他の約千六百名は組立が大部分なる故、電力なくとも作業に支障なく、隨て原圖、仕上の就業を許す以上、組立其他の多數職工をも入場さすべきである」(三月三日大阪毎日新聞)と。

處が翌二日朝、職工は續々門前に集合して來た、それは前夜の掲示の徹底せざりし爲でもあつた。七百名は口々に開門を迫り

會社の措置を憤つた。朝日橋署は再び三十名の警官を派して解散に努めたが、之に屈しなかつた三百名は代表者を出し、「會社の措置不徹底なりし爲め今日休業を知らずして出勤したる者に對し相當の手續を支拂ふべし」と交渉を開始した。けれども嚴重なる門票検査の上入場した仕上工、原圖工百八十四名も、「他の多數職工の爲め迫害さるゝ虞あり」との理由を以て、午後八時一齊に退場、同情罷工の態度に出た爲數千坪の造船所には隻影を止めずなつた。然るに此結末は極めて奇怪なものであつた。其日三時會社は朝の交渉に對し左の如く答へた。

一、本日出勤したる職工に對しては日給の八分の一を支給す

一、三日は宇治川發電所より約五百基の送電ある見込なるを以て、カシメ、コーキング原圖、穿孔、仕上其他電力を使用せずして作業し得る者は就業せしむべきも就業職工は約半數の見込なり、而して當日出勤したるも作業に就く能はざるものに對しては同じく日給の八分の一を支給す

右の回答を得た職工側は、恰も係争の中

心なる三箇條の要求を忘れたるものゝ如く、三日午後七時には四千の全職工は既に平日の如く出勤した。

近藤憲二氏は『労働運動』（第五號）誌上之を評して曰く、

職工は遂に資本家の軍門に降服した。最初の勢は大層なものであつたが、遂に龍頭蛇尾であつた。此の紛争が斯くの如くにして終つたのは、種々な原因もあるのであらうが、先づ第一に職工の結束の薄弱であつた事に歸せなければならぬ。それにしても僕等は、平素に組立的訓練の必要なる一事實を見た。

6. 芝浦製作所の紛議

この紛議は一工場に對立し來れる、其成立を異にした二つの労働組合が、争議を機会として各其性質を明白にした興味ある事件であり、日本の労働組合界にある種の警戒を與ふるものであつた。

昨年十月澁澤男爵等を招待して發會式を擧げた芝浦技友會は、爾來パンの廉賣、特約廉賣店、労働劇等専ら労働者の福利増進を念として居たが、三月十四日突如として其名を以て芝浦職工大會を召集し、左の

五ヶ條の要求案を決議し、會社に挑戦せんとした。

- 一、組長の任期を一ケ年とし職工互選の事
- 二、平等に五十錢宛増給する事
- 三、軍務又は公傷の爲め缺勤せる者を皆勤と認むる事

四、勤続手当支給資格五ヶ年を三ヶ年に短縮の事

五、賞與は月給者の三分の一以上とする事

其夜午後九時頃、技友會代表者は大會の決議を友愛會芝浦支部に齎し、(一)右要求案に對する賛助を求め、(二)明十五日午後八時會社へ要求提出に際し友愛會側代表者を參加せしめられたしと依頼しに。

恰も其夜友愛會芝浦支部は幹部會を開き、新組織に關し會議中なりし故、直ちに之を審議し、左の決定を見た、

- 一、技友會の提案に對し大體賛成する事、但し多少の修正を加へ
- イ、組長互選、任期一年云々を『工場委員制の確立』
- ロ、軍務亦是公傷缺勤に關する項を『皆勤賞與制度の撤廢』と改むる事
- 二、友愛會側の代表者參加に就ては突然の事のみならず、多少の調査も、相當の考慮も

要する事であり、且つ時間もなき今日の場合なれば、兎に角明十五日午前八時第一回の會社との折衝は技友會一任の事に希望す

- 三、第二回以後當然友愛會は奮戦する事を約束、代表委員高橋松五郎、内藤金次、高田和逸、佐々木徳次郎

と、右四名の代表委員は其夜十二時技友會に右の決議を傳へたが、同會幹部は此申込を拒絶し、明朝迄に代表者が出せぬなら技友會は單獨に自由行動を採る旨を答へた。茲に於て、技友會の成立以來其行動に信用を措かざりし友愛會は、十五日朝、會員に向つて

……最も冷靜にして完全なる自己の常識に問ひ、以て輿論行動に出でざる様、自重せられんことを希望す。我等の運動方法及態度に對ては、概略決定せられたれば逐次發表すべし同志諸賢は今後の運動方法に對しては、幹部一任の事と願ひ度く希望す

三月十五日午前二時

友愛會芝浦支部合同委員會

なる警告を發し、技友會との交渉斷絶を宣言すると同時に會員の結束を計つた。

十五日午後三時、技友會代表委員は新聞記者立會の上會社重役と折衝する處あらんとしたが、會社は之を職工全部の代表者

と認むるを得ずとの理由を以て交渉を拒絶した。罷工は十七日より始まり、其朝技友會は色布を付した會員を以て會社を封鎖し同盟罷工強行した。茲に於て友愛會員及無所屬職工は、三田四國町なる友愛會本部に引揚げ、友愛會の幹部は其調査せる罷工の内情(註)を一千五百余の會集に發表し、自重すべきを告ぐ。

(註)『四名の代表委員(友愛會)が折衝した當夜(十四日)の模様と、技友會幹部の其の夜の態度とに就て解し難き點のあつたのと、技友會幹部の一部の人々に常に兎角の風評のあつた爲め、我等が自ら真相を調査した結果驚くべき事實を發見したからであつた。調査した事實に依れば、技友會の中堅的人物たる××氏が、常に會社の高位の人々と接する機會の多かつた爲め、最近(三月十二、十三日頃)發表の豫定であつた職工昇給案と、他の二三研究中の案とがあることを前知し、直ちに之を利用した事である(友愛會芝浦支部編纂の労働紛議一二頁)

翌十八日、形勢は更に悪化し、兩組合員の會社附近に衝突すべき危険を慮りたる友愛會は、其日『同情罷工』を宣言した。

翌十九日午後一時、友愛會の山本懸藏、武田友太郎氏等六名の代表委員は、新聞記

者及警視廳高等係の立會の下に、技友會杉木常任理事其他最高幹部に會見を求め、『不合理なる労働紛議の結果は職工側に不利なる事及技友會幹部の無責任なる事を詰責し』(前掲書二二頁)争議の解決の爲め協力せんことを提議した。

けれども兩組合の本質的相違は遂に争議の終局迄協力を許さず、却て悲惨なる衝突を繼續し、技友會は二十日「友愛會との關係を明にし友愛會を日本の労働社會より廢除を宣言す」なる一文をさえ發した。斯く兩組合の反目を前にし、漁夫の利を期したる、會社は十八日附左の通知を發した。

職工昇給辭令左記次第に依り交付相成候

三月廿二日各工場に於て各係主任より交付右辭令受領者は交付の手續上必要有之候に付十九日廿日兩日中に所屬見張備付の姓名簿に捺印の事

右及御通知候也

と。然れ共何等光明は見えなかつた。

二十三日夜に來り、事件の愈々紛糾せんとするを見た友愛會は『同じ階級の人々が血で血を洗ふのである。資本家は喜ぶであ

ろう、警視廳は待つて居たと計り一網打盡に檢舉するであろう。社會は労働者の無智を嗤ふ』であろうが、『労働運動の將來の爲めに、不純なる野望家と、労働運動の寄生蟲なるブローカーを絶滅』せんが爲め、遂に紛争の渦中に突入すべきを決した。(前掲書二六頁)

然るに斯くして將に演出せられんとした、労働運動史上の悲劇は、危機一髪の間廻避せられた。

翌二十四日、技友會は三田警察署長の幹旋の下に會社重役と會見、要求を撤回し希望書を提示した。其要に曰く、

一、工場關係職員並に組長間に存する多年の情弊の廓清

二、昇給は上級者に薄く下級者に厚かるべき事

三、戦争時手當を幾分増加の上期末手當となす事

四、兵役公傷缺勤は精勤賞に關係なき事

五、勤続手當基金分配方法の改正

右の事項實行方職工定夫女工一同希望候に付御詮議相成度候

と。之に對し會社側は三月廿四日提出の書類上に領收せり、希望各

項は今後誠意を以て解決すべきに付諸君は速に業務に就かれんことを望む

なる覺書を手交し、茲に八日に涉れる紛議は解決を見たのである。

然し乍ら、以上の事實は端なくも労働運動界に問題を提起した。大杉榮氏の主宰する「労働運動」(第五號二頁)は「友愛會の嚴正中立」と題し

『友愛會が交渉委員を挙げ再三要求案の妥協を圖らうとした時、技友會幹部は何故決議を楯にとつて肯き容れなかつたのであるか、而も幹部は此交渉を會員に秘して知らしめなかつた。技友會員は友愛會員を罷工破りとし、労働階級の敵として、相衝突した。』
：：一致行動を妨げた責任が、全々技友會にあるとしても、この資本家對労働者の争議に際して而も同一工場に働く友愛會員が、就業を肯じて顧みないのは、將に労働階級の敵である。

友愛會は二日の『同情罷工』を以て技友會への義理が立つたと思つてゐるかも知れぬが、それは大間違ひだ。『同情罷工』とは何事であるか。『嚴正中立』とは何事であるか。『嚴正中立』とは純然たる第三者のみ採り得る態度である。

と做し、模範的労働團體たる友愛會が、敢て罷工破り同様の態度に出でた事を、其名

譽の爲め惜しんで居る。

けれども我國現時に於ける労働組合界の可成りの混沌は、第三者の窺知し得ざる困難と危機とを抱藏して居りはせぬか。

争議の當事者の一人なる友愛會理事麻生久氏は『芝浦事件の教訓』(解放一九年五月號)とし

此紛議が「御用組合に事を起さしめ、友愛會の如きをのつびきさせず其渦中に巻き込むと共に一擧して之を撃滅し、會社の内部から労働組合の存在を一掃せんと」する企なりと做し「一般世間の多くの者は其の同盟罷工が何人の手に依つて如何なる目的を以て行はれ、其幹部なる者が如何なる策謀の下に行動つたあるかを知る由もないから、只外面に現れた同盟罷工と云ふ名に眩惑せられて、彼等の策謀の思ふ壺にはまらせ、遂に眞個の労働運動を滅亡せしむるのである。」

と警告して居る。

7. 『富士紡』罷業

一月以來の紡織労働組合の發展は會社を焦慮せしめ、處女會なるものを作り對抗の形勢を致しつゝあつたが、七月十三日會社が突然組合の幹部なる佐藤吉則、久山玉

吉、大橋平吉の三氏を工場長の施設に反抗し、秩序を紊るものとして馘首するや、果然大罷工は勃發した。十四日朝六時交替時間より一齊に業務を抛ち、娛樂室に集合、總會の名の下に罷業を決議、曰く

一、我紡織労働組合は佐々山工場長に依て否認されんとす我等は此組合權否認に絶対に反對す

一、我等は和田社長に向つて組合權の確認を要求す

と。即日援助を友愛會本部に求あ、罷工本部を押し町一五五紡織労働組合事務所に置く。友愛會本部は棚橋、麻生兩理事を派し、罷工團を指揮せしむ。

翌十五日持田常務取締役は「此度の馘首者が不幸にして労働組合の幹部であつた爲に之が切崩策だと云ふが、今後代つて幹部が出来ても規律さへ紊さざれば、敢て労働組合を否認せんとするものに非ず、然し罷工の解決に就ては友愛會とは交渉せず、工場長と従業員とが直接交渉解決すべきものと信する」(七月十六日大阪毎日新聞)と言明し、同時に會社は工場諸門を閉鎖

して、罷工團と寄宿舎女工との交通連絡を絶ち、全力を傾倒して女工の懐柔威壓に努む。十八日夜煽動の廉により解雇された一女工と罷工本部との秘密通信は、この間の消息を伺ふに充分である。其一節に

強い者さへ還へせば後は弱き者ばかり工場へ出すにも大丈夫だといふ考へでやつて居るので今日も午後三時に向島の署長が見えて室長の御話がありました其時の話ば二三日中に運轉が付かぬも知れんが其時に工場に出勤するものを止めだてする者は誰彼の容赦なく赤い着物を着せるから其心でおれとの話でありました(中略)寄宿舎では萬歳を唱へても處分されず我等は監獄を知りませんが罪人よりも酷い取扱ですお稻荷様へお詣りするのを土方が嚴重に警戒して居ます(中略)辰代さんは室に閉籠られて晝晩の食事は小供が運んで参ります

とある。(原文のまゝ)——七月十九日東京日日新聞)文中お稻荷様云々は工場内一隅にあるのである。然し乍ら女工は之に屈せなかつた。組合に屬せる其五百名は灰色女工三名を袋叩きにし友愛會萬歳を連呼して止まずに巡査は唧筒を以て井戸水を浴せたる爲遂に一場の争鬪を惹起し、女工は巡査の帽子靴を奪ひ返さざる等の挿話も

あつた。

十六日太平亭に罷工職工大會、數度の會社との交渉の極めて不得要領なるを慨し、持久的策戦を決議し各労働團體の援助を求む。爾來『握飯の焚出』を始め、大平亭に籠城して結束を固むると同時に、屢々工場周圍に示威運動を試みて一に闘志振興に力めた。頃日漸く甚しからんとする經濟的壓迫の脅威に對抗しつゝ、資本金三千六百萬圓の大會社と戦はんことは、罷工團幹部の容易ならざる苦心に値したものであろう。

十六日午後一時、友愛會は協調會に公開状を送る。同會の一理事和田豊治氏を社長とする會社が、『恐怖襲來以來労働者の失業に悩むを奇貨とし、大正三年以來完全に繼續し來り、現在會員千八百余名を有する労働組合の團結權を突如として否認し、陋劣なる手段を以て之を威嚇』せんとするを奇怪なりと爲し、『進歩的思想を懷き熱誠を以て労働問題の解決に當ることを聲明する』協調會に對し、現前の『重大事件に』

對する態度の表明を迫つたのである。そこで協調會は廿一日午後二時華族會館に理事會を開き、團結權に關する聲明を議定し其夜之を公表した。(同會は其後右會合は決して協調會としての態度決定の理事會にあらず、同會一理事たる桑田博士の意見なりとし、飽迄労働争議を對岸の火災視せんとした)——七月二十三日東京朝日新聞)答状は『本會に於ては敢て之に答辯する必要を認めず』と冒頭し、『争議の經過は本會が之れに立入るべきものにあらずと認め』けれども『友愛會の論據たる労働者團結權の意義を明にし之に關する本會の態度を公表するは適當の處置と信ず』として、堂々たる宣明があつたが、それは現實に數千の労働者の運命を負ひ懸命奔走しつゝある労働運動者には、余りに高尚な、難解なる寧ろ誇學的な議論であつた。(協調會の項参照)

友愛會は素より恃むべからざるを恃みはせなかつた。罷工團が援助を求めた労働者同盟會は十九日夜友愛會本部に會合、

全労働者は罷工團に徹底的援助を與ふべきを決した。曰く

- 一、二十二日中央に於いて團結權確認の大演説會を開く事
- 二、二十五日全國労働者大會を開き大々的に示威運動を起す事
- 三、罷業者に不斷の應援を爲し慰問を怠らざる事

四、全國の労働者及特志より寄附を募集し罷業職工に後顧の憂無からしむる事

と。尙ほ姉妹團體なる東京瓦斯工組合は廿二日夜深川千田町千田俱樂部に、廿三日夜は大森劇場に應援演説會を開くべきを決議し、友愛會本部は其所屬組合幹部六十餘名の非常召集を行ひ、左の三項を決議した

- 一、十七日午後六時本所押上亭に於る紡織労働組合押上支部主催の罷工演説會に會員舉つて應援する事
- 二、十八日午後二時友愛會員は淺草停車場に參集し太平亭に罷工團を見舞ふ事
- 三、二十四日午後七時神田青年會館に友愛會東京聯合會主催の下に團結權確認の要求に對する大演説會を開く事。

斯くて十七日夜以來、押上亭に、長樂館に、神田青年會館に、殆ど連日連夜『團結權確認要求演説會』が開かれた。然し一方

會社の寄宿舎内に幽閉監禁せる女工に對する威壓は漸く烈しく、形勢は刻々に險惡の度を増して來た。十八日信友會、正進會其他各労働組合の應援を受け、警官隊の非常線を突破して敢行された大示威運動は悲痛なものであつた。幽閉された女工は窓にすがり、手巾を振つて労働歌に和した。罷業は既に一週間を経過したが、未だ解決の曙光さえ見えぬ。十九日に到り會社側は事件の顛末を發表した。曰く

(前略)十五日佐藤芝山永作高橋大平以上五名來りて持田常務に面會す、要點は罷業の經過報告と組合を認めよ、組合の破壊を命令せしや否や職工解雇に就き指命せしか否かの質問にあり會社としては組合は個人的に認むるも組合員個人に對するは其個人對會社の問題で會社對組合の問題ならざるに付き認むる不能又組合として職工の任免黜陟に關し各個人の干渉は會社として受けず又組合員たるを否を論ぜず差別待遇を行はず工場に關する總ての權を工場長履行する旨の返答を與へたり其後何等の要求も無く交渉もなく本日に至る

となし、更に社長和田豐治氏は新聞記者に語つて曰く、

労働問題の前途は結局職工の福利増進にありと信じ、明治三十九年既に利潤分配の制を執

り：：今年は創立廿五年記念として創立當初の株數四萬株と五十萬圓を二萬の労働者と八百の職員に分つべく目下職員職工の功勞を調査中で此一箇月中には實行する筈だ、功勞者に分たれる四萬株(一株拂込十二圓五十錢)に洩れても五十萬圓の分配に洩れる者はない、押上工場は全體の十分の一たる十萬圓を分たれる筈である(七月十九日大阪毎日新聞)

と『金か團結權か』と唾棄す可き誘惑をさえ試みた。恐慌來に脅かされ財囊既に輕く殊に戰鬥力の強からざる我國の紡織労働者にとつては危機は正に間一髪に迫つた。二十一日正午罷工團は永井博氏外四名の代表者を派し、左の要求並に希望條件を正式に工場長に手交せしめた。

要求

- 一、労働者の組合團結の理由を認むる事
- 一、既に加ふる組合員に對し其脱退を迫り若し加入を妨げざる事
- 一、組合費用の徴收に對して干渉せざる事
- 一、佐藤吉徳、大橋平吉、柴山玉吉等に對する解雇言渡を取消されたき事
- 一、今回の事件に關し佐々山工場長の責任を明にせられたき事

要求理由

友愛會紡織労働組合押上支部の生れたるは大

正三年にして七年前工場長渡邊氏に至つて公然其存在を是認せられ今日に至れり然るに今回佐々山氏は組合員に通り其脱退を強要し組合費用の徴収に迄干渉し組合の存在を不可能ならしめんとせり此の如きは組合團結の自由を奪ふものなるが故に特に要求二項を掲げて組合團結確立の内容を明にする所以なり

希望理由

三氏は若し會社にして飽く迄組合の絶滅を欲するものにあらざる以上何等解雇せらるべき理なきものなる故之を取消さるゝ事を希望する所以なり今回の事件を惹起せしめたる責任は佐々木工場長にありと云ふべく従つて其責任を明にする事を希望する所以なり以上の希望條件は本來要求の中に數ふるを當然とすれど吾等は事を好まず此際會社に信頼して深く追及せず會社の高明果斷なる處置に委せんとす

と。之に對し會社は同日午後六時常務取締役持田巽氏の名を以て左の通告を罷工職工總代永井博氏宛發した。曰く

押上工場罷工に關し當社(富士紡)は友愛會紡織労働組合押上支部に對して回答の必要を認めず罷工職工總代永井博氏外四氏に對し左の通り通告す即ち團體侵害の意志なきは過去に於て然り將來も又然り而して使用人の任免黜陟は他の制肘を受くべき性質のものに非らずと信ず

主張の徹底を期すれば猶ほ幾多の折衝

あらんも、現實の苦境は恐らくそれを許さざるものがあつたであらう。當時の事情を酌量せば、オン・プリンシプル・ストライキとして週日に餘る結束は既に己に勝利とゆるすべきであつた。

翌三二日、前記五名の委員は再び持田常務と會見、團體侵害の意志なく、將來労働者の團結を尊重すべきを聲明するに於ては、此際強いて友愛會押上支部の名を争ふものに非ずと爲し、持田氏亦之を諒とし、且つ希望條件に對しては好意を寄すべきを答へ一日も早く就業すべきを希望した。會見後罷工團は即時押上支部に幹部會、龜戸長樂館に總會を開き、交渉の顛末を報告し一同の賛成を得、尙明二十三日は午前長樂館に支部總會を開き、役員の改選、殘務の整理を行ひ、午後四時一同隊伍を組んで會社に到り和解の挨拶を述べ、愈二十四日午前六時を以て就業すべきを申合せ、午後四時代表者五名は再び會社に其意を通じた。同時に左の宣言が發表された。

宣言

會社は要求全部を承認し我等は茲に組合團結

の自由を得たり而して我等の希望條件に對しても相當面目を立つる處ありたり故に今回の罷工は之を以て終了に決す
不景氣の襲來に對し労働者の團結權を侵害せんとするが如き資本家は深く反省する處あるべきなり 友愛會紡織労働組合押上支部

廿三日午後三時半男工四百名隊伍を整へ工場に赴いたが、意外にも事務員等門扉を固く閉して入らしめず、辛じて三名の代表者持田常務に面會、辭を和けて職工等に一場の挨拶を乞ふ、同常務は人心未だ穩かならざるを辭柄として之を峻拒した。やがて警官出張して解散を命ず。事の意外なるに憤慨しつゝ一同兎に角罷工本部へと引揚げたが、折柄更に意外なる報が傳つた。それは今回の罷業に奮闘した女工元澤みか、根本つる、矢島きさの三氏が二十三日突然斃首され、強制的に歸國せしむべく上野驛に送つたとの情報である。意外なる事實は最早や疑ふべからざる事實となつた。或者は會社の背信横暴を憤り、或者は陥罪に誤られたと爲し自ら嘲つた。
斯くて形勢は急轉直下した。けれども既に戦終れりと爲した弛緩に乗せられた一撃は、その後の戦闘から希望の光明を奪ひ去るに充分であつた。敵は更に巧者である續いて第二撃が下された。

拜啓貴殿今回の罷業に關し缺勤中の處直ちに

就業の御意志有之候は、来る二十六日午後六時まで其旨當工場へ御申出相成度右期日まで申出無之時は除名する事可有之候間左様御承知相成度此段御通知申上候 押上工場なる葉書は二十四日午前十時の發信にて男女工七百名に送られた。罷工團は二十四日午前八時長樂館に會合、再び決戦すべきを議し、左の二要求を會社に致した。

- 一、佐々山工場長の責任を明にする事
- 二、男女工今日迄の強制退社及び誠首を取消し將來之を絶對に爲さざる事

二十五日朝、各労働團體の應援を受け示威運動、同夜、紡織組合押上支部に於て各労働團體幹部の協議會あり、二十九日を期して労働組合同盟會主催の大演說會を開くこと、八月一日を以て大示威運動を催す事、及び八日には全國労働者大會を開く事等を決議した。けれども大勢は遂に支ふべからず、會社の男女工の聯絡遮断と巧妙なる切崩しは着々效を奏した。二十六日押上支部會は、大勢の軟化を示し、最後の城壁を固守せんとする者は三十四人であつた。罷業が慘敗して最後に三十四人の者が支部の二階に集つた時彼等の眼には血の涙が憐んだ

労働争議

『諸君の意はよく分つてゐる。併し乍ら十四人の諸君の力を以てしては今此富士紡をどうする事も出来ない。諸君は此惨敗か深き意味に於て將來の労働運動を祝福するものであると云ふ事を考へて一時此運動を中止するがよいと思ふ。』

鹽をなめても結束してこれから一ヶ月でも二ヶ月でも富士紡と戦ふ事を決意した三十四人に對して私等が斯く勸告した時彼等の眼からは期せずして悲憤の涙がこぼれ落ちた。

併し乍ら彼等は此の不景氣の時に、ブラウクリストを附せられて今から何處に食を求めらざらう。

と、當時の指揮者の一人は記して居る。(解放九年九月號一九〇頁)

斯く一週日の惡戰苦闘は敗戦に終つたが、此罷業が労働條件改善の要求を原因とせず、組合權確認の要求に出でたのは、我々労働運動史上特に注目すべく、恐らく其嚆矢なるべし。蓋し彼等が主張した組合權とは、協議會が多言を費したるが如く複雑難解なるものに非ずして、却て極めて簡明直截に組合權とは團體交渉權であり、再轉して集合契約の承認であると爲したのであらう。何となればそれは労働組合の基本なるが故である。

三月以降恐慌來の爲め、労働組合界の志氣漸く衰へんとする時、敢然として立つて労働組合の基本權の確認を争つたことは、如何に日本の労働運動が進展しつゝあるかを標示するものである。

8. 新聞印刷工争議

此争議の勃發は、九月二十六日であるが働因は八月一日の寄席川崎家に於ける惨敗一週紀念會に溯らねばならぬ。

先に革進會の瓦解するや、新に之を正進會の名を以て復活せしめ、全市新聞工の約半数以上を糾合して、専念其團結力の増進に努め、再舉を期して居たが、此日遂に意を決し、左の建白書を議定、代表者を派して之を各新聞社に送る。

建白書

謹んで東京市内各新聞經營者諸君に問ふ。昨年七月卅一日、新聞印刷工組合革進會が各新聞社に對して八時間労働と最低賃銀との二ヶ條を要求したるにつき遂にストライキの紛擾を生じ、各社と組合と共に多大の苦痛と損害とを経験したるは、各位の明かに記憶せらるゝ所でありませう。

又其の紛擾の結果として、各社は將來時機を

見て二部制を施行し、八時間労働を實現せしむべきことを約し、組合員は其公約に信頼して復業したるは各位の同じく明かに記憶せらるゝ所でありませう。

然るに其後一年を經過したる今日其公約の實行せらるべき形跡だも見る事が出来ないのは如何なる理由でありませうか。勿論單に形式上の答辭として其時機がまだ來ないので云はるればそれまでの事でありませうが、それは公約の精神に背いて組合員の信頼を裏切る譯になるではありませんまいか。

我々は常に新聞經營者との間に於ける平和の關係を切望しつゝ、只管自己の境遇改善に向つて努力して居る者であります、茲に昨年七月の不幸なる件に對する一週年の記念日に際し革進會の後身團體として此書を各位に呈し各位が速かに前日の公約を履行せられんことを熱望するのであります。

大正九年七月三十一日 新聞工組合正進會
東京市内各新聞社御中

けれども之に對する回答は何れの新聞社よりも來ぬ、『資本家等は何等の回答をも與へない。彼等は全く吾々を無視したのだ』(十一月十五日宣言書)と憤らしめた、越えて九月二十三日、正進會は其社職工なる布留川桂氏を代表とし、報知新聞社理事に對し不日左の要求を提出すべく、其時は速かに決答を與へらるゝ様、豫め考慮あ

りたき旨を通じて、之を内示豫報した。

要 求 書

吾等は八時間二部制の必要を痛感し昨年之が施行要求したるが爾後一箇年を閲して今日に及ぶも未だ實を見ざるを深く遺憾として去る七月卅一日再び之れを提出したるも是亦顧みられず仍て吾等工場員は更らに之れに社内改善事項を添へ改めて左の條々の通り之れが即時實施を要求す。

- 一、八時間二部制(幼年工婦女六時間)
- 一、最低賃銀八十圓
- 一、幹部制度の撤廢
- 一、専任赤字係りの廢止
- 一、工場内諸設備の改善
- 一、給料支拂日の變更

而して廿六日正式に之れが提出を爲さんとせる時、工場員にして兼て社主側に内通せる某々等一味は『殊更に正進會員を惡しざまに罵り、工場員全體に取り不利益なる態度行動を示したれば、茲に一場の小争闘を惹起し、その結果五號活字を滿載せる活字臺の顛覆を見るに至つた。』(報知新聞事件に關する正進會報告)然るに此時何處にか潜み居たる多數の警官は突如として現はれ、正進會員九名を拘引せんとしたが、布留川氏等は直ちに當日提出すべき

前記要求書を、同社々主三木善八氏に手交し、警察署に拉致さる。之を大爭議の發端と爲すのであるが、九月廿日の報知新聞夕刊は右の事實を否定し、『我社工場員數名は突然一工場員に暴行を加ふると同時に、多數の活字臺を顛覆し、新聞の發行を妨害せんとせり』と爲し、『要求を後にして暴行を先にするは比類なき兇暴の態度』なりと斷じたが、然し七月卅一日の建白書、九月廿三日の要求書内示に就ては、前後一言も之に言及して居らぬ。拘引された九名中五名は釋放。布留川桂北浦千太郎、生島繁、伏下六郎の四氏は業務妨害、器物毀棄の罪名の下に起訴收監。報知社は即刻右の外更に二十九名の馘首を敢てし高壓に出づ。同日夕、同志の安否を氣遣ひて社外に馳せ參じたる正進會員十七名亦日比谷署に檢束。其夜正進會は緊急臨時理事會開催。

翌廿七日期、木挽町朝日俱樂部に於て引續き理事會を開く、印刷工組合信友會の應援を得、善後策凝議、各方面に報知社内於ける紛議顛末書を配付す。廿九日、喜樂

亭に正進會主催『報知社紛議報告大演說會』あり、各勞働團體の應援あり聽衆場に溢れ殺氣漲る。翌廿九日より爭議漸く擴大せんとする形勢あり、正進會は臨時本部を川崎屋に置く。即ち其日夕、萬朝報活版部従業員は全員連署して左の提案を爲した。

我々は晝夜執業することに依て辛うじて生活を續け得るのみで過勞の結果は家庭の快樂も享樂的趣味も體得し能はざれば現在の生活を漸やく支へ得る現在の全収入を低減する事なく二部八時間制を實施せられたし増加人員約十三名とし施行方法は最高幹部に一任すべし

同様の要求は相前後して、時事、東京朝日やまと、讀賣東京毎日の各社に提出せられ爭議は忽ち蔓延した。

此形勢を觀取したる各社は急遽、新聞聯盟協會(註)の臨時協議會を開き、極力正進會を撲滅すべきを議決し、萬一總同盟罷工の際には、正進會の末だ侵入せざる東京日々新聞社に依て、各社の新聞紙を印刷すべきを約した。(正進會宣言書)

(註)昨夏革進會罷工に際し、東京市内の十六新聞社は聯盟を組織し、職工の雇傭、就業時間賃銀の最高及最低額等を協定し、更に罷工

勞働爭議

に對する相互救済を約し、之等に就ての罰則を定めた。大正八年八月五日契約の新聞聯盟規約之である。

これを探聞した日々社の職工は相互相扶くべしと做し、十月八日、等しく立つて八時間二部制實施の即時回答を強要し、其斷乎たる拒絶に遭ふや、翌日文撰工全部連袂退場す。十日、讀賣新聞社の正進會員亦其要求の拒絶に遭ひ、植字工、文選工全部退場。十三日やまと新聞社の植字工、文選工及び東京朝日新聞社の文選工全員亦一齊に業を抛つ。

同日日、所謂十三團體の聯盟なる勞働組合同盟會は、『組合の一員たる正進會の罷業を極力援助せん』ことを宣言し、曰く

報導の機敏と批評の嚴正とを以て社會の木鐸たるべき新聞は、その資本主義的組織力を利用して、罷業の真相を社會に秘し、世人をして是非を判ずるの資料を皆無ならしめ、以て多數の勞働者を闇から闇へ葬り去うんとする陰險陋劣最も惡むべきものあり、斯の如きは正義と人道とを念とする何人と雖も堪ふる能はざる所、況んや吾等同じ階級意識に於て團結し聯合する同盟會は、我が肉身の一部たる正進會のかゝる逆境を座視す可らず、全勞働階級の名に於て起つて、彼等横暴なる資本家と

戦ひあらゆる手段によつて此の正當なる要求を貫徹せんが爲に茲に斷乎として宣言す。

と。然れ共、新聞聯盟の強固なる提携と、辛辣なる高壓策とは、到底正進會の、又勞働組合同盟會の企及、敵對し得ざる處であつた。正直なる勞働者は憤つた『平素は互に相嫉視して惡辣極まる競争に従ひつゝある同業者等も、事あれば直ちに堅く結束する。そして、其の社會問題上の多少の知識——噫恐るべき知識よ——を利用して、極力勞働者を偽瞞し、誘惑し、高壓する』と。

各社は新聞聯盟の規約に籍口にして、其要求を斷乎とし拒絶する。而も巧言回答期を遅延した。又各社は何よりも先づ硬派勞働者の解雇に急いだ。即報知卅八名、日々讀賣各十二名、朝日廿四名東京毎日二名は事を擧ぐると共に直に誡首、黒表に廻付された。同時に各社は官憲の力を借りて卅余名を検束せしめ、正進會員の主なるものは總て尾行巡察を附し、更に數十名の警官をして各社の工場の保護警衛に當らしむ。斯て威壓と切崩は着々效を奏し來つた。

斯くして一年の辛苦は水泡に歸した。僅かに萬朝報社の八時間二部制の即時實行と、時事新報社の來年一月を期しての實行豫約と、而して同志四名の下獄とを得たるのみにて、遂に一日の新聞をも休刊せしむるを得ず罷工中止の已むなきに到つた。

然れ共斯の如き失敗は正進會の余りに意外とした處ではなかつたか。其宣言書中『前年とは其戰略を異にした』云々とあり、荒畑勝三氏は之に就て『惟ふに、正進會今回の策戦は、昨年に鑑みて各社一齊に要求を提出せず、一社を處分したる後他社に及ばんとする、佛國のサンデカリストが用ゐた所謂「間歇罷工」の例に倣つたものであろうか』と做し、『若し然りとせば此方法は一工場内に應用して、或は成功を期すべからんも、同一事業の相異なる工場には、適用して遂に成功の望み無きことが實驗された譯である。若し今年もまた昨夏の如く各社一齊に要求を提出し、且つ一齊に罷工の舉に出でたならば、恐らくは少くとも數日間、新聞紙の發行を休刊せしめ得たのでは無かるうか』(解放九年十二月號五一頁)と惜んで居る。兎に角新聞聯盟に對する打

算を誤りたる憾なしと云ふべからず。『正進會(正進會機關誌)創刊號(四月刊行)第三頁には新聞聯盟規約の効果を評して『現今に於ては事實上完全に履行されざる様に見受らるる』云々の語がある。

十月十五日、正進會は宣言書を發し、罷工の經過を報告す、其最後に曰く『吾々は二たび惨敗の苦い經驗を嘗めなければならぬ。三たび又起ち上る準備の爲めに、二たび又こゝに降伏しなければならぬ。新聞聯盟の堅壘は、吾々の正直な正攻法によつては、到底陥るべくもない。吾々は更に奇襲法を講じなければならぬ。茲に、再度に惨敗の顛末を記して、一般労働者諸君に事の真相を報じ、重ねて同情者諸君及び後援者諸君に深く恥ぢ且つ謝する』と。

蓋し此罷業に於ける正進會の態度の『正直な正攻法』なりし點は何人も否定し得ないであらう。然るに今や轉じて『奇襲法』に出づべきことを宣言して居る。我國労働運動の傾向に留意せる者は、何者が斯くの如き決意の働因を爲してゐるか、虚心考察すべきである。

9. 三越洋服部の爭議

三月の恐慌以來刻々に募る不景氣の爲め、大正九年の労働界は意氣消沈の儘で、其幕を閉ぢ様として居た十二月二十日、三越呉服店洋服部に突發した爭議は、其舞臺の華やかなのと、其運動方法の從來類例なかりしとの爲めに、滿都の耳目を聳動せしむるに足るものがあつた。爭議そのものは必ずしも大爭議とは許せなかつたが、『三越』なる名が從來社會に與へつゝあつた影響に比例し、『三越』に反抗したる労働者の示威も亦甚大な影響を社會人心に及ぼしたであらう。況んや年末棹尾の活躍として沈衰せる労働界に與へた刺戟も、蓋し尠少ではあるまい。罷業は十九日の要求に對する、二十一日の拒絶、解雇に勃發したのであるが、其要求は

一、請取者に對し保證日給二圓三十錢を支給せられ度き事

理由

三越洋服技工大部分の賃金は請負制である。即ち背廣一枚に付七圓四十錢と云ふが如し。例年十、十一、十二月は仕事の多い月で労働者の書き入れ時である。然るに今年に閑散の爲めに技工は背廣一つ作つては(約三日)二日位仕事なしである。然るに仕事のない時は技工は一日工場に出勤して居ながら一錢の収入も

得られない。故に月収は丁度半減したに等しい。依て半月計算に於て請取賃金總額が一日平均二圓三十錢に充たない場合は二圓三十錢に充つる迄保證せられ度いと云ふのである。

二、日給者に對して五十錢宛増給せられ度き事

理由

技工の大部分は請取者であるが約二十名は日給者である(最低二圓三十錢最高二圓六十錢)けれども一ヶ月二日の公休があり且月収の割は身元保證金として差引かれるので、平均収入は無缺勤の場合で五十八圓に過ぎない。物價騰貴の場合相當の技術を有する三越技工として月五十八圓の収入は不當であり生活費に足らぬ。依て日給者に對して五十錢宛の増給を要求するのである。

三、從來積立てたる身元保證金三百圓の半額を拂戻され度き事

理由

從來技工は入職の月より月収の一割宛を三百圓に充つる迄身元保證金として工賃より差引かれて居る。今年は閑散の爲め技工一同収入減少で年末が苦しいから應急の策として此保證金の半額を拂戻され度いと云ふのである。

四、退職の場合には年五十圓の割合を以て退職手當を給與せられ度き事

理由

從來退職手當は内規によつて支出しつゝあり

と重役は聲明するけれども一昨年來十年前後勤続した技工十數名の退職者に於て退職手當の支給を受けた者はない職工として非常な不安を感じるから此際一ヶ年五十圓の割合を以て支給する様に計られ度いと云ふのである。

右の要求を通して考察するに、三越呉服店に於ける勞働條件は、必ずしも其殿堂の高大華麗なるが如く、香しいものではなかつた。請負賃銀の苦痛は年末仕事の閑散なるに及んで、殊に痛感されて來たので、應急の策として、前記第三項の保證金半額拂戻の希望は既に早くより輿論として持ち上り、委員を以て其希望を重役に提出したが會社は一議に及ばず之を却下した。

この態度に憤慨した一百七名の洋服部技工は、再び集合協議の結果、更に之に保證日給、増給、退職手當の三項を追加し、十九日午後前記四ヶ條より成る要求を重役に提出した。

然るに二十一日正午、會社は斷然右の要求を拒否し、且つ何等理由を明示する處なく技工全部の解雇を敢行し、即時退場を迫つた。茲に於て百名の技工は止むなく一度東京驛待合室に集り、後神田松本亭に移り之を罷工團の本據とし會社の挑戦に應ず。即日委員を擧げ東京市社會局、各新聞社

友愛會本部及東京聯合會を訪問し、援助を求めたが、結局東京市社會局勞働課野崎操氏に調停を一任する事に決した。

二十一日より二十五日迄の間、野崎氏は數回會社と罷工團との間を往復し、調停に盡力する處あつたが、第三條項なる保證金半額拂戻しの要求が承認せられたる外、遂に要領を後ない。依て二十五日夜罷工團委員は協議の結果今後の運動は之を友愛會東京聯合會に一任すべきを申合せた。

二十六日午後罷工團は總會を開き、東京洋服技工組合に加盟し、丸の内支部を組織するの決議をなすと同時に益々結果を鞏固にして目的を貫徹すべきを申合せた。一方委任をうけた友愛會の棚橋小虎氏は罷工團代表者同伴直ちに三越呉服店を訪ひ、重役秘書北田藏司氏に會見。友愛會「關誌「勞働」は此兩者間の問答を記して居る。

代表者「技工側から友愛會東京聯合會に運動を一任された、就ては出来る丈け靜穩に解決させ度いから、直ちに重役と會見して腹藏なく意見を交換したい」

秘書「市社會局野崎氏に一任してあるから、更に友愛會にお願する事は出来ぬ」

代表者「野崎氏は昨夜より所在不明にて、技工は全然同氏を信頼しない。吾々と直接會見せられた方がよからう」

秘書「それは出来ない」

代表者「然らば、明廿五日正午迄熟慮の期間を置くから、それ迄に何等かの挨拶をせられ度い。挨拶がなければ直ちに戦闘を開始する。」『労働』は更に記して云ふ、『同日午後野崎氏が罷工團集合所へ見へたから、直ちに其後の経過を知らせ、尙此議より手を引く旨を三越へ通すべき事を要求し、同氏は直ちに實行した。然るに會社は翌日正午を過ぎるも、遂に一言の挨拶もしない。茲に於て秘書の吾々に語つた處は、其場の逃口上に過ぎない事を知り、會社の向ふ見すが寧ろ氣の毒になつた。友愛會が宣戦を布告した以上、普通では濟まない事は始めから明瞭であるのに、資本家は何時も労働者との交渉に、色々な懸引をしたがるそして其懸引がいつても定つて大怪我の原因である事には氣が付かない』と。卅六日正午より、七層の善美を盡した大殿堂の裡には、開店以來未曾有の『不祥事』が頻發した。數千の宣傳ビラは、日毎に高樓の内外に撒布された。ビラには要求四條と其理由を列擧し

労働者の要求が無理か。此年末見かけて頭から工場閉鎖を以て技工を威嚇し相當の禮儀を以て返答を得んとする労働者に一言の返答をも與へぬ重役が正しいか。吾等は社會の公平なる批判に待つ

十二月二十八日 三越呉服店洋服部罷工團とあり、又或るものは

吾等は更に次のビラに於て詳細に亘つて洋服暴利の内狀を曝露すべし

と威嚇した。『店内には餘り見掛けなかつた労働服が、やたらに徘徊する』のは、此争議を應援すべく集つた労働組合同盟會に屬する、各労働組合の闘士であつた。『労働』は猶ほ其狀況を記して云ふ

樂隊の奏する洋々たる音樂の代りに、ドス黒い労働歌が湧き起る。突然萬歳の聲が起る。演説が始まる。幾人かの巡查は、佩劍をガチャ付かせ、泥靴の儘で階段を駆け上つたり、駆け下りたりする。人々の目は異様に神經的に輝く行列が館内を練り歩く、歡樂と虚榮の巷は、一朝にして不安な殺氣立つた物凄光景に變つて了つた。二十九日には七人、卅日には二十七人が館の内外から引立てられたとして三越名物の、雀の様な女の姿も、役者の様な男もみんな影を隠して、廣い館内はイヤにガランとして了つた。

なくされた事であつた。

斯くして東西策應して迫つたが、果斷なる重役も遂に屈せしか、堀留警察署長を仲介として、罷工團に會見を申込み來つた。館内の示威運動の最高潮に達した卅日午後、委員は營業次長幾度氏と館内に會見し、遂に要求全部を承認せしめ、更に同夜覺書を交付せしめた。然るに翌卅一日、技工一團は拂戻保證金受領の爲め集合したのであつたが、會社は『此期に至り思切り悪くも覺書の一部訂正を提議し争議再燃せんとする危機に至つたが技工團に罷業再繼續の斷乎たる決意あるを察知するや、會社は其訂正の提議を撤回し、茲に争議は全く終熄した。時に大正十年一月一日午前二時、『労働』は歡聲を擧げて云ふ『争議大勝利解決と、迎年の喜びは慘憺たる惡戰二週日の技工の上に一時に復活して來た。』

『元日の朝の二時迄集合所に立籠つた技工團の堅忍と、各組合團體の熱烈なる應援振り、労働階級解放の戦闘に喜び勇んで、犠牲たらんとする勇氣と凡てのものが、労働運動前途の光明を證據立てた。』と、而して此争議の直接の結果として生れたものは、同店洋服部、加工部、電氣部、其他の労働者三百名より成る、三越従業員同盟會であつた。